

道の駅かつらぎに関する 調査特別委員会

平成30年12月14日

葛城市議会

書 記	吉 村 浩 尚
〃	高 松 和 弘
〃	吉 留 瞳

7. 調 査 案 件

- (1) 道の駅かつらぎに関する事項について
- (2) 今後の委員会運営について

開 会 午後2時00分

西井委員長 ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しておりますので、これより道の駅かつらぎに関する調査特別委員会を開会いたします。

委員各位の皆さん方、12月議会、大変お忙しい中、本委員会を開催するに当たりまして全員参加してもらいましてありがとうございます。会議の内容も十分、資料も前回出てきておりますので、いろんな点について慎重審議のほど、ご協力をお願いいたしまして、委員長として開会のお願いを申し上げます。どうかよろしく願いいたします。

委員外議員の出席をご紹介します。吉村優子議員、奥本議員、内野議員、以上3名でございます。

なお、発言する場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）道の駅かつらぎに関する事項についてを議題といたします。

9月3日に開催いたしました第7回の協議会において資料請求をしておりましたが、道の駅かつらぎに関する全体事業費及び全体計画の資料、道の駅かつらぎにかかわる補助金返還に関する資料、道の駅かつらぎの整備に絡む柵の郷の移転先の地質調査に関する調査状況資料が理事者より提出されておりますので、去る12月3日に第8回の協議会を開催し、今後の委員会運営などについて協議いたしました。その結果、提出された資料について、本日第2回目の委員会を開催し、提出された資料の内容などについて、理事者など関係職員にも出席願ひ、検証することになっておりますので、ご承知おきお願いいたします。

また、理事者より提出された資料のほかに、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会などの開催状況と、これまでの議会の本会議や委員会の議事録などから確認した道の駅かつらぎ事業の経緯を抜粋した一覧表を参考資料として配付しておりますので、ご確認お願いいたします。

それでは、理事者より提出された資料について、初めに都市整備部長より説明願ひたいと思っております。

増田委員。

増田委員 今、委員長の方から開催状況の資料ということで拝読をさせていただきました。かねてから報道機関、それから市民の方々からも、この開催について、特に委員会の開催について、6月26日に1度開催をしていただいておりますが、それ以降、委員会が非常に遠のいとるということでお叱りの言葉を受けております。この開催の頻度につきましては、私ももう少し十分な協議を委員会として図るべきではなかったかというふうに思いますけれども、委員長に対して、本日まで1回しか委員会を開いておられないということに対するご回答をよろしく願ひ申し上げたいと思います。

西井委員長 ただいま増田委員から質問、また叱咤激励もいただいたと思いますが、委員会としては、当初6月議会のときに告発するという件が議決されましたが、それまでに証人というか参考

人に来てもらう予定をしておりましたが、委員会を開催して参考人として来ていただく前にその方々に事前に意向を聞いたところ、参考人としては出席できないという返事をいただいたという経緯があり、それで委員会を開けなかったという1つの理由です。

また、9月3日に協議会で資料請求して、その資料をもとに委員会を開催する予定であったものが、約3カ月間、理事者から提出がなかった。私も、何で資料が提出されないのか事務局に問い合わせをしてもらったが、資料がなかなか提出されなかった。それで、12月3日の協議会に資料が提出され、何でそんなに遅くなったのか追及しましたが、明解な回答はなかった。

そのような経緯の中で本日、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会を開催させていただいたということでございます。

その資料の提出が遅かったことについては、私から答弁できる問題ではないと思いますので、理事者側から答弁をお願いします。

副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。ただいまの西井委員長のご発言に対してご説明をさせていただきたいと存じます。

資料請求をいただきました内容のうち、道の駅の整備に係るものにつきましては、これは都市整備部の方の所管ではございますが、関係書類につきましては捜査の関係で警察の方に持って行っておられたということで、庁内には書類がございませんでしたので、戻ってきてから直ちに速やかに資料を作成いたしまして、ご報告したのが先日の協議会のときであったということでございます。

それから、それと並行いたしまして、市政検討委員会での審議の方、調査の内容につきましては、これは今後、ただいま係争中の民事事件等の内容に関係いたしますので、内容についてはご報告は申し上げられませんが、検討の経過について、項目と時系列については申し上げることはできたわけでございますが、こちらにつきましては、あわせて都市整備部の所掌の道の駅の整備に関する資料とあわせてご報告をさせていただこうということで、今になったということございまして、理事者側が不当にご報告をおくらせたわけではございません。

それから、説明を求めたのにそれがなかったというご発言でございましたが、これについては委員長として意見を申し上げるということで、前回、委員長がご発言なさったのでご答弁を申し上げなかった次第でございます。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 いずれにいたしましても、いろいろ捜査の段階で押収された資料等の影響でおくれたということでございますけれども、今後、ある限りといいますか、資料のある範囲内でできる委員会の調査もあるかと思っておりますので、今後はスムーズな委員会開催をお願い申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。

西井委員長 私からも、資料請求させた場合、現実にその返答を事務局なりにしてほしかったなと思っております。一切返答なしで、まだやまだやいうことになったら、当委員会として、やはり各委員はどないなってるのやということで、私も何名かからそういう苦情を聞いていた。当時、副委員長やった下村委員もそういう声を聞いて、何度も当時の副委員長と相談させてもろて、まだやな、まだやな、どうしようかなというふうな形の中で3カ月進んだという経緯でございますので、どうか資料が出しにくい条件があれば、こういう条件でいつまで待つてくださというのをきちっと説明願いたいと、これはお願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。

副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。議会、理事者側、それぞれ付与された権限でもって、しっかりと真相を解明していくという立場は同じでございますので、そういったことから、委員長のご意見につきましても十分に受けとめまして、今後ともしっかりと連携を図りながら対応はさせていただきたいと存じております。

ただいまの件につきましては、事務局同士ではこういった状況であるということはやりとりはしてはいたはずでございますが、それにつきましても連絡は十分に緊密に、連絡が、意思の疎通ができなかったということも踏まえまして、今後の連携においてしっかりと留意をしまいたいと存じます。

以上でございます。

西井委員長 過ぎたことを言ってもしょうがないですが、副市長が事務局とやりとりしていたと言われるが、私は事務局からそのような報告は聞いていないので、今後そのようなことのないようによろしく願います。

それと、今説明願いましたけど、増田委員、そのような形で、ご不満ではございませうが、ご了解願えますでしょうか。

増田委員 了解をいたしました。よろしく願います。

西井委員長 よろしいですか、ほかの方々。

(「もう入ったらいい」の声あり)

西井委員長 それでは、理事者より提出された資料について、初めに都市整備部長より説明願いたいと思っております。

増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。それでは、お手元に配付させていただきました資料に基づきましてご説明の方を進めさせていただきたいと思っております。

まず、資料の方は4点ほどございます。地域活性化事業に関する全体事業費の一覧表が3番の縦で1枚でございます。それから、全体事業費の資料ということで、全体計画の都市整備計画第1回変更分ということで資料を出させていただいております。それから、社会資本整備総合交付金事業の返還に関するもので、完了実績報告書の修正報告書の提出したものが3枚で1つの資料でございます。それと、国土交通大臣に出しましたてんまつ書に関する書類が一式ということで、以上4種類の資料を出させていただいております。

まず初めに、全体事業費の部分でございますが、これにつきましては先般もうご説明をいたしておりますし、また、決算等でも再三ご説明はいたしてきたところでございます。本日初めて全体的な資料ということでお出しをしたわけでございます。各年度における費目ごとの事業費を決算ベースで入れさせていただきました。合計額といたしましては、都市再生整備計画に係るもの、また、社会資本整備総合交付金に係るもの、そして、単独事業に係るもの、あと、都市再生整備計画のうち二上神社口の整備に係るものということで、表の内訳をさせていただいております。

道の駅に係る合計金額といたしましては、事業費としてその下の方に書いております1足す3足す4ということで、29億3,572万3,232円が、今現在の執行額の合計額という形になっております。また、その下に29年度に補助金の返還いたしました分を国費から単費の方に内訳が変わっておるといふ形になってきているところでございます。

それに基づきまして、その補助金の返還等に係る資料でございますが、まず、都市再生整備計画の第1回変更という平成26年12月に国土交通省に提出いたしております書類の方、A4版の横書きになっておりますが、葛城山麓周辺地区都市再生整備計画第1回変更ということとなっております。こちらの方の内容につきましては、赤字で示しておるところが変更となったところでございます。

まず、1枚目をめくっていただきましたところ、都市再生整備計画の目標及び計画期間というところで、一番上でございますが、当初、平成24年から27年度となっておったものが平成28年度に変更をいたしております。そのところで、下の方に目標年度も平成28年度ということで変更をしております。

3枚目のところでございますが、整備計画の整備方針等につきましても、地域交流センターとかチャレンジショップ、それから関連する事業としての道路の改良工事等の部分が変わっておるといふところでございます。

あと、4ページ以降につきましては、その添付資料というところで、それぞれの計画区域の概要を示したカラー刷りのものがついておりますが、こちらの方の整備方針につきましても、年度を平成28年度に変更をして、これをもって計画の変更を行ったというのが当時の第1回の変更でございます。

これから平成29年に受けました都市再生の完了実績の検査におきまして、目的外の使用があったというところで、その後いろいろと県との協議をしましてまいりました。それに伴いまして、まず補助金の返還に係る部分のてんまつ書というところの方でご説明をさせていただきたいと思っております。

当初、この計画変更を出した後、その後、さまざまな要因によりまして若干計画が変わってきたわけでございます。その部分については軽微な変更というところで事業が終わるころに計画変更を出せばよいという認識のもと、当時の担当者がやっておったというわけでございますが、事業が終了してからの変更はできないというところで、その旨の平成27年度交付金に関する完了実績の部分で不適正な部分があるというところを、平成29年8月に行われました県の完了検査におきまして指摘を受けたわけでございます。それをもって何十回と県と

の協議を、やりとりをさせていただいた中で、平成30年2月26日付で、市長名で国土交通大臣宛てにてんまつ書というものを提出させていただいております。そちらに示させていただいております内容につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、てんまつ書の中身でございますが、まず別紙として事業概要、経緯等を書いた中で、目的外使用等についてというところで、中段ぐらいからですが、当初、道の駅かつらぎについての事業を進めよった中で計画が変わったという部分について、今後の対応等について書いております。

目的外使用等とされた部分については、一番下の1階の物産品直売所の部分からになりますが、計画の中において喫茶コーナー、チャレンジショップ、ATM、この辺の部分につきましては不適切な部分があると、また、喫茶コーナーについては、現在の休息コーナーとの差別化ができないため、補助対象外としての補助金の精算を行いますということでやらせていただいております。また、ATMについても、一応補助対象外としての精算の対象となった部分でございます。

1階部分の直売所の部分につきましては、通路という想定で共有部分という計画をしておった部分については、直売所の一部として使用しておるため、補助金の精算の対象となるというところでご判断をされたようなところでございます。

また、2階部分につきましては、当初多目的室Cという形で地域交流センターという形の申請をしておったわけでございますが、ここにつきましては事務室としての使用をしており、今後もその部分では事務室としての使用をするということで補助金の精算対象というところでございます。また、その向かいにございます配膳室につきましても、同じように補助対象外と。多目的室A・B、相談室等につきましては、それぞれの目的に応じた使用をお約束して、一応その部分についてはお認めをいただいております。

その他変更箇所として、次の3枚目のページになりますが、屋外のものの中で、思いやり駐車場、屋根つきの駐車場については、これは補助の対象外となります。交流広場につきましては、これは当初の計画しておった整備方針から事業費全体を減少させたような形で、平成30年3月31日に竣工したわけでございますが、こちらの全体事業費が変わることによって、これの全体の事業費が変わったことによる提案事業と基幹事業との案分比率の問題がございますので、これについても精算の対象ということとなっております。

道標整備につきましては、当初二上神社口の駅からこの道の駅かつらぎまでの間に、道標、道しるべの整備計画を行っておったわけでございますが、これにつきましては観光の部分での別の事業で実施をされたため、二重となるためにこの計画を中止し、これにつける事業費が当初1,000万円ぐらいでございましたが、この部分を縮小いたしましたので、これも精算対象という形になっております。

あと、当初結ばれておりました基本協定における道の駅かつらぎとの成果配分については、これは収益を市が得てはならないということになりましたので、この部分についての変更の協定の締結をいたしております。

このようにいろんな形で本来の計画と若干でき上がった中に差異が生じ、それらについて

の補助金の精算をしたという部分で、制度の理解不足等があり、いろいろな部分でご指摘を受け、その部分についてのてんまつ書という形でお出しをさせていただいたところがございます。

これをもちまして、最終的にこれに関する補助金の精算を、完了実績の修正報告をさせていただきます。3月6日に社会資本の完了実績の修正報告を提出いたしております。そちらの完了実績の総括表における修正分でございますが、まず道路局分としての移転補償の部分、これは当初の計画と違う、補助対象とならない公社との契約ということで、国庫に返納を要する額ということで、6,456万9,780円が返還という形になりました。

そして、今の都市再生整備計画における今の目的外使用等の部分を全て計算した中において、この当時、平成27年当時、100%の形で補助をいただいておりますので、その該当する部分100%ということで9,564万130円、以上が補助金を国庫に返納するという形での完了実績の報告をさせていただきました。それに基づいて、県の方から返還の納付書が送られてきて、3月30日をもって返還の納付をさせていただいたというのが今までの経緯でございます。

資料等もいろいろと遅くなったわけでございますが、そこに図面等も出させていただいております。A3の横版で2枚ついてるかと思いますが、当初の計画、この第1回変更につけた当時の計画図面と⑥と書いた部分、ちょっと白抜きになっておると思いますが、こちらが今回のてんまつ書に伴う変更部分の色分けをさせていただいた部分でございます。赤茶色の部分が基幹事業、青い部分が提案事業、グリーンが共有部分ということになります。

そして、今回補助対象外となった部分については、白抜きの部分の面積が補助対象外となったということで、ちょっと一部黄色で示しておる部分がございますが、これは最終的に建築がなされて、面積が増加もしております。これが16.50平方メートルございますが、この部分があわない部分でございます。当初計画しておった部分と若干の差異の出た部分でございます。

これらをあわせた部分が今回の補助の精算ということでございますので、都市局分についてはあくまでも事業の結果に伴う精算ということで、まだこの部分については、平成29年度に実施いたしました広場整備等の部分の完了の検査が、本来この夏から秋に行う予定でございましたが、諸般の事情によりまだ検査が終わっていないというところで、先般からも県の方ともいろいろと協議をさせていただきました中で、また多分年明けてからの最終的な完了の検査が行われるものということで、その中において最終的な精算がどれだけになるのかということ、また計算をしていかなければならないというところだと思っております。

現時点での、今お話できる内容、今お出しいたしました資料につきましても説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

西井委員長 次に、道の駅かつらぎ整備に絡む柵の郷の移転先の地質調査に関する調査状況資料について、企画部長より説明をお願いします。

飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島です。よろしくお願いたします。

私よりは、道の駅かつらぎの整備に絡む柘の郷の移転先の地質調査に関する調査状況につきまして、お手元にお配りしておりますA4縦一枚物の道の駅かつらぎの整備に絡む柘の郷の移転先の地質調査に関する調査状況と記載された資料に沿ってご説明申し上げます。こちら、調査状況につきましては、先ほども副市長から答弁ございましたが、厳密には市の調査というよりは、市長の諮問機関でございます市政検討委員会における調査ということでございます。

柘の郷の移転先の地質調査の件につきましては、今年の3月議会の谷原委員の一般質問におきまして、市側に調査を求める旨の要請があったことに端を発してございます。去る平成30年4月18日でございますが、市長より市政検討委員会に対して、道の駅事業における取扱いについてに係る答申（平成29年10月10日）後に発生した新たな疑義についてを諮問いたしました。

その後、5月11日に第15回が非公開で開催されまして、ボーリング調査の委託を受けた業者に対する質問内容についての審議が行われました。さらに、6月1日でございますが、第16回が非公開で開催されまして、ボーリング調査の委託を受けた業者に対する質問内容が確定されまして、質問状を送付の上、書面による聴取またはヒアリングによる回答を求めることとなりました。これに対し、委託業者よりヒアリングを受けたい旨の回答がございましたので、6月25日、事務局にて委託業者に対するヒアリングを実施し、質問内容に対する回答を得ました。

それから、8月7日でございますが、第17回が非公開で開催されまして、ボーリング調査の委託を受けた業者の回答を踏まえまして、山下前市長、生野前副市長及び関係職員に対する質問内容についての審議が行われまして、確定されました。山下前市長、生野前副市長に対しては質問状を送付の上、書面による調書を求めることとし、関係職員に対してはヒアリングによる回答を求めることとなりました。

その後、9月6日でございますが、山下前市長及び生野前副市長それぞれの代理人弁護士より回答がございまして、全ての質問について回答を拒否するといった回答がございました。

さらに、10月23日、24日の2日間にわたりまして、事務局におきまして関係職員に対するヒアリングを実施し、質問内容に対する回答を得ました。

それから、11月13日でございますが、第18回が非公開で開催されまして、事務局より山下前市長、生野前副市長及び関係職員の回答内容につきまして報告をいたしまして、審議の結果、事務局にて調査報告案の策定を進めていく方向で決定されました。以上が調査状況の報告でございます。

以上でございます。

西井委員長 ただいま説明願いましたが、これらの件についての検証を行いたいと思いますが、何かご意見等がございませんでしょうか。

西川委員。

西川委員 いろいろ説明をいただきまして、まず委員長に、これは質問ではないんですけど、要請をしときたいと思います。

新聞等で、私を含め議員が職員に事前に事情を聞いた。協議会で職員に聞き取りをするまでに、事前にそういうふうなことをお聞きしたんがけしからんと、密会がどうのこうのというふうな新聞も出されてるんですけどね。

その当時は、今もですけども、職員の中で刑事告訴されてるのやら、どういうふうな事情でこういうふうになってんのやら、全然わからへんから、議員としての活動の一環として、この道の駅に携わったであろうという方から意見を聞いたということで、何も密会をして口どめをしたわけでもなんでもないので、何も密会なんてしてません。

その議員活動の一環でやったことをそういうふうな捉え方をされてるということが1つ何か不思議でしょうがない。ただ、この道の駅に関する本当にあってはならないような契約、また事務処理の仕方、このことに関して、市長初め市政検討委員会、職員その他が一生懸命ただそうと思ってやっておられることに関しては、僕は本当にご苦勞に敬意をし、頭の下がる思いではございます。

平成28年の10月に阿古市長が誕生されまして、副市長が誕生するのが平成29年1月ですね。その間、2階の建設課から3階に道の駅に関する資料を全部上げよと。まだ副市長決まっていなかったから、副市長室にその書類を全部上げて、それでそれを分析する、調査をする。それは結構なことなんですけど、漏れ聞きますと、その中に、これは真偽のほどははっきり、私、押さえてませんけれども、委員長、これから調査を願いたいんですが、その中に議員の方が、その書類をひっくり返して、いろいろ見てたと。そういうふうな話が来ます。

これ、はっきり言いますと、守秘義務も違反なら、公文書の漏洩やし、公文書そのものを一議員がそのようにして見れんのやったら、情報公開というめんどくさい手続せんでもどんどんどん見れますんでね。こういうことが本当にあったかどうか、しっかりと調査していただきたい。1人の議員なのか2人の議員なのか知りませんが、副市長室が遅くまで電気ついてたと。それでその議員が出入りするのを目撃してたと、そういう話を聞いてますので、そういうことをやれるんなら、こんな公文書漏洩やし、守秘義務違反も甚だしいからね。これ、はっきりと調査してくださいね、委員長。これは委員長に申し込んどきます。

それと、今これをいただきましたけど、ちょっと教えてほしいんですけども、活性化事業費、この表の平成29年度の赤字で書いてある部分。マイナスの9,564万130円、1億1,739万9,600円、この赤字で書いてある部分は、これは返さんなんかから単費になるということですか。

この1億1,700万円、これで社会資本整備交付金というのは55%の補助率ですね。これ、1億一千何ぼなんですか、55%掛けたら六千四百何万ではないのですか。これ、単費で1億6,000万円返すのですか。2億1,303万9,730円、これを返しまんのか。それが1つ。

それと、てんまつ書というて市長名でいろいろ出されてるんですけども、このてんまつ書を提出するについて回す回議用紙、これも1年も前にこんなことこしらえてましたんか。こんな返す金額決まってないのに、1年近く前にこんな交付金の返還のことをもう計算してはりましたんか。これ、平成29年2月23日に出てましたやんか。こんな早いこと、もうこんなことやりましたんか。そんな早うから、市長になってからば一っと調べ出して、そんでこ

んだけのことをつかんでたんやろうと思うけどね。回議用紙、これ、市長、副市長、増井さん、松本さん、印鑑押してはりますやろ。2月23日にこれもうやってて、こんなことしてまんのか。

それと、このてんまつ書、これ外へ出してはりまんねやろ。県へも皆出してはりまんねな、このてんまつ書は。

この目的外使用等について、これも教えてほしい。ここに書いてんのは、道の駅かつらぎを建設中である平成27年11月ごろに、当該道の駅の指定管理者である株式会社道の駅かつらぎより、当該事業のソフト部門を云々と書いて、1階がこうやさかい、こうこういうことをしてほしいさかいということが平成27年11月に指定管理者の道の駅から、これ出たと、こう書いてあるんやな。

俺の記憶では、平成27年12月の議会で初めて道の駅の指定管理者の議決をしている。11月なんて、まだ道の駅の指定管理者にしてませんで。指定管理者の道の駅、できてないのに、道の駅から要望来ましたんか。

平成28年4月ぐらいに初めて道の駅とこの指定管理者契約してるん違うんかい。間違うちのやったら言うてくれたらええ。契約ができてない指定管理者がこんな要望するはずがない。

まだいろいろ言うてもあれやけれども、この1億6,000万円の返還にしたって、私はこのときに理解不足や研究不足やさかいに、何でこんなことになったかいうのんは、一生懸命調べて、いろんなことをやって、それでこの白塗りの対象外ができた。いろいろ研究したさかい、こういう対象外ができてきてんとおっしゃるけれども、僕はそう素直には信用してませんからね。何でこんな1億数千万円も返すようなことになったか。悪いことしたからやいうて、そう言うんかしらんけど、私はそうは理解してませんからね。教えてください。

西井委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。今の西川委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、地域活性化事業の全体事業費の平成29年度の赤字の部分でございます。これにつきましては、先ほども補助金の返還のところでご説明を申し上げましたが、こちらにつきましては事業費ベースで書いておりますので、これは補助金の額ではございません。ですから、書いておりますように、都市再生整備計画の部分における返還分、これは100%ですので、補助金の返還分イコール事業費ということで、マイナスの9,564万130円、これが100%分で、補助金もこの部分が精算になった部分でございます。

そして、社会資本整備総合交付金につきましては、これは道路局分の補助分でございます。ですから、補助事業分として移転補償に係る1億1,739万9,600円の事業費の55%が、先ほど説明いたしました6,400万円ほどの、これが補助金の返還分でございます。ですから、補助金としての返還分は1億6,000万円という形になりまして、これは、あくまでこの表は事業費ベースですので、要は事業費で補助事業分として2億1,303万9,730円、これが単独費に振りかわったということで、上の段の総額は変わりありませんが、補助事業がそんだけ分減っ

て、単独事業がふえたということでご理解をしていただきたいと思います。

それから、ご指摘いただきましたてんまつ書の起案の文書でございます。平成29年、まことに申しわけございません。平成30年の誤りだったと思います。この当時、ちょっとばたばたしておいて、本来てんまつ書の文書につけております市長名で国土交通大臣宛てに提出いたしましたてんまつ書、平成30年2月26日に近畿整備局の方にてんまつ書を持ってまいりましたので、この起案文書の平成29年は平成30年の誤りでございます。申しわけございません。

そして、先ほどそのてんまつ書の中での部分でご指摘をいただいたわけですが、この中身につきましては、その当時のやりとりの中で、担当者が当時のことを書いておるということで、詳細な部分についてはどういう時期にどういうやりとりがあったのか、これは前回の協議会でもご指摘を受けたわけでございます。実際に建設を担当しております建設課の現場担当の職員、また、この補助事業をやっておる担当の職員、また、実際に運営をお願いする道の駅かつらぎの会社の方、また、その調整をさせていただいておった農林課、この辺の全ての中においての協議がうまく本当にできておったのかというところが、ちょっと定かでない部分でもございます。

ですから、先ほどご説明を申し上げました、まず、第1回変更のこの整備計画、これありきで本来は事業を進めなければならないと。ですから、西川委員ご指摘の部分もあるわけですが、本来この計画書に基づいた形での利用、または建築がなされた後の利用ができておったのかということが要は検査結果でございます。ですから、この完了検査というのは、あくまで全てを完了した後で軽微な変更ということで、この計画書の変更を出そうということで、やったわけですが、今からでは遅いということで、もう県の方ではだめですよと、これから国の方に行っても計画の変更はできませんよということでご指摘を受けました。ということは、この第1回変更と実際にでき上がった現場の利用状況等を踏まえた中での検査において指摘を受けております。

ですから、その部分について、先ほどもご説明しましたが、この2枚の図面を比べていただいた中において、不適正な部分がやはり精算の対象になりますよということで、その部分について、先ほど西川委員がおっしゃいましたように、私たち建設課の方は、県の方は地域デザイン推進課でございますが、こちらと9月以降何十回と話し合いをして、いやここはこうですよということのご説明はもうさせていただきました。

しかしながら、やはり補助要綱に照らし合わせた中において、やはりここはこうですからだめですよ。昔の補助金みたいに、これはこうでこれはマルでこれはペケですよというようなことは書いておりません。今の補助要綱においてはこういうことに資することとかという曖昧な表現の中において、その利用が実際に正しいのか正しくないのか、補助要綱の要綱どおりにそれが理解してもらえるのか。

これは当時の平成24年、平成26年当時の県の担当者、また、近畿地方整備局の担当者とのお話もしに、当時は行っておったと思うんですけども、その後、県の担当者も整備局の担当者も、うちの担当も、実際には変わってきておる中において、何度となくご説明もし、ご理解を賜るようにはしたわけですが、やっぱり現地調査の結果等も踏まえ、いやこれ

は今の補助要綱上はだめですよということでやはりご指摘を受けた以上、それを県とうちがお話をして、県はそれをもって整備局とお話をさせていただいた中において、最終的にこういう形でということで県との詰めた中においててんまつ書を作成し、整備局に提出をさせていただいて、それによって最終的な額の計算をした中において、補助金の返還ということでさせていただいたということです。

何も言われたとおりにやったということではなしに、やはりいろいろな議論をさせていただいて、お話もさせていただいて、また、うちの方から説明もさせていただいたわけですが、実際、平成26年、平成27年、実際には28年の11月のオープンまでの間に、いかなる内部での話し合いができておったのか、その辺については定かではございませんが、どこからどういう形で話になっておったのか、そこも全てが全てクリアになっておらない部分もあるわけですが、また、理解不足のところもあります。実際にやはりそこらの部分が大きかったんだろうということで、この計画どおりになっていない部分が多々見られたということで、今回の補助の精算という形になったわけですが、その部分については、ちょっと不手際で間違っている部分もございますが、ご理解をいただけたらと思います。

以上でございます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 これは、事業ベースで書いてるというのはわかってるけども、返還金が事業ベースで単費の方へ回ってきたのが、5,280万円ほどが、ここの事業ベースとしてはこの六千何万円に足したら1億何ぼやというわけやな。

それで、道の駅事業は30億円要るといような話やけれども、地域活性化事業の中では必要やからやらないかんのやけれども、二上神社口の整備を除くと、道の駅だけやったら全部で29億3,500万円ほどやな。そのうち、これの45%、55%の残りは市の単独となって、合併特例債の方へ回ってくる分やろうとは思うけども。せやけども、市の単独分は本来であれば1億7,000万円ほどやな。そこへ、1億6,000万円返さんんようになった。つまり、1億6,000万円足したら3億何ぼが市単になってしもうたと、こういうことやな。

それと、今の返すようになったのは、これはうそかほんまか知りませんが、国や県がえらい怒ってしもて、こんな補助出せるかいうて、ここで出た白抜きの分が補助対象外になった。それで増井部長やいろんな人が県や国に行って、いろいろと努力して、今、こういう形に落ち着いたとは聞いてます。聞いているけど、国や県は怒ってしもて、こんなもの全部認められないということになったと聞いている。しかし、おたくさんらがいろいろ交渉して努力した結果、こうなったと思っています。

それはそれで、この図面の説明はええけれども、さっきも聞いたんは、今も道の駅の元社長も来られている中で、てんまつ書のこともしっかりしとかなあきませんよと。何も、それはそういう要望があったんか知らんけれども、平成27年11月には、指定管理者にはなっていないのに、この指定管理者からこんな要望来たと、こういうふうに書かれている。

これはいろんな話し合いの中で、市も一緒に、いろんな中でこういうふうなことになって

いったんやろうと思っています。しかし、このてんまつ書では指定管理者が要望してきたとなっている。私は、まだ平成27年11月というのは指定管理者になってないのと違うかと聞いているんや。

せやから、契約していない指定管理者から、こんな要望があったんかと聞いているねん。私の記憶では、この契約は平成27年の12月議会であった。私の記憶違いやったら記憶違いと言うてくれたらええねや。

それと、ボーリングのことをちょっと聞くけどね。先ほど増田委員が何で長い間委員会開かへんねんと言うてるけれども、協議会を何回も開いた中で、本会議で谷原委員が取り上げたか知らんけれども、このボーリングの件は、協議会で一番先に私が取り上げてますのや。このボーリングの違法な契約が住民監査請求から抜けていた。せやから私がこれを協議会で取り上げた。何でそれを取り上げたかというのと、何で職員がこんなことをやったのか、何でこんな形で契約したのかわからないから追及している。それがだんだんわかってきたのがこのボーリングや。

柵が代替え用地を掘り返して、ゴミが出てきた。その撤去費用に7,800万円かかると書いてある。それをどのように処置しようかとして、してもない補償を2,500万円したり、補償補てんの契約に入っている解体や敷地の工事などで1,000万円。それで合計3,500万円。本来なら7,800万円かかるところを3,500万円ですんでください。こういうしんどいことをしたのは、このボーリングから出てきたゴミが原因ですやん。これを協議会で私は追及してますやんか。

それからですやんか。こんな契約あるのん違うか言うて出てきたんが。それまでは住民監査でも出てきまへんで、これ。そんなところからきちっとそういうことをなくしていこうと思うたら、根本を追及して明快にして、それでこの原因がどこにあったかということをやらんなんということや。これ、初め、この契約書出てなかったでっしゃろ。やってもない、尺土かどっかのところでボーリングしましたという契約書をこしらえて、ほんまは柵のところをやったと。その契約書出てきたみたいなの、わしが協議会でついてからでしたやろが。

別にそんなんどうでもええねけど、そこが原因と違いまっか。理事者の人が答えられんのやったら、そこがやったらあかんことを、こんなことをやりよったんがそういうことと違いまんのか。委員長、一番最初に要求したやつ、ちゃんとやっってくださいね。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

西川委員のご指摘といたしますか、確かに記憶いたしておると申し上げますか、協議会の中でお触れいただいて、そちらについては私も、その当時も含めて同じ答えをいたしておると思います。

委員と同じ認識でございますが、この柵のその移転先の土地にまつわる件については、やはり全体の構図の中で重要な案件だと存じますが、一方では、まさにこれも6月の議会で議案としてお認めいただいて、現在係争中でございますが、道の駅の件に関しましては、市からも訴えをしておりますが、その前に柵の方から市に対して、逆に市が被告となって先に訴

えられとる件もございまして、現在裁判で係争中でございます。したがって、私たち、実はつかんでいる内容も多々ございますが、申しわけございませんが、現時点ではその件については、内容についてのご説明は差し控えさせていただきたいと存じますので、この点、ご理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

以上でございます。

西川委員 今の柁のごみがあった件なんですけども、僕はその地元の出身なんで、あそこは大昔に、大昔いうても何年か前に、谷やったところをごみで埋めたわけです。そこを奈良県も関係して整備をした。調べてもらったらわかりますが、吉野川分水から西側はその整備区域に入っていなかったんで、まさかあそこにゴミがあるとは認識していなかった。多分、前所有者もそんな認識していないと思います。

せやから、その土地にそんなゴミが入っていたら、そんなところを代替え地にしなかったと思いますが、その土地は整備区域の中には入っていなかった。そのゴミを埋めた業者は、ちょっとややこしい業者で、私たちはその業者と戦ってきました。あの場所は谷であったので、勝手にやったゴミが出てきている、そういうことなんです。前の土地開発公社の理事者は、そんなことは知らなかった。よう知って土地を提供したと言うのと違いますさかいね。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 谷原です。よろしく申し上げます。

先ほど来から、西川委員のご関心は、1つは道の駅かつらぎ建設事業の不正の後始末について、市がどうだったかということら辺がかなりお話しもなって、ボーリングの件は、実際直接どういことがあったかということでお話しされたと思うんですが、私の方は、直接どうい問題がこの道の駅かつらぎ建設事業において起きたかということについて、議会でしっかり調査してまいりたいと考えております。

その目的は、この調査特別委員会というのは、議会において行政の不適切なありようについて明らかにして、今後再発防止に努めると、そこまでが議会の調査委員会の役割であろうと思いますので、私としては、この道の駅かつらぎ建設事業において市民の皆さんから大きな関心もいただいておりますし、あるいは官製談合及び贈収賄事件まで発展した大きな問題でありますので、その事業過程においてどういことがあったかということをしつかり検証して、こういことが二度と起きないようにするということをしつかり提言していくのが議会の役目だと思っております。

そういう観点から幾つか質問させていただきますが、ただ最初に、ちょっと委員長にお願いしたいんですけど、今出ていますのは、ボーリングの件もありますけれども、最初にありましたようにこの補助金返還の問題もあったり、この2件の、これはいずれもそれなりに時間をかけてやらないといけないことだと思いますので、何らか、これはもうまちまちに行くと議論が錯綜すると思いますので、そこはちょっと整理をつけていただけたらと思いますので、よろしく申し上げます。

そういうことで、最初に補助金返還のことについて、どういことがあったかということ

について、ちょっとご質問したいと思います。1つは、先ほど来から西川委員の方からもありましたように、いわゆる補助金の事業において計画を出して、ところがその計画が途中で変更、変更になって、最終的に補助金返還をしなければいけなくなったということでありませう。その過程を、どういうことがあったのかということをしつかり私としては調査すべきではないかなと、今後の行政のあり方において調査すべきではないかなと思っております。

そこで、まず一般的な質問になりますけれども、この約1億6,000万円の国庫補助金、もう既に返還しております。これは国の補助金適正化法によって、国の補助金を受けた事業においては、違法な行為、あるいは当初の計画から反する行為があった場合は、補助金の全額または一部を返還するという国の法律に基づいて、確かにこれは不適切な扱いであったということで返還せざるを得なくなって、実際に返還しているわけでありませう。その過程では、行政の方には大変ご努力いただいて、できるだけ葛城市民の負担にならないように補助金額の返還については非常に努力されたというふうに向っておりますけれども、市民としてはこれを、ぜひ補助金を、そんな不適切なことがあったら、これは当然損害賠償なり責任者に求めていかなければいけないということで、私も議会で繰り返し取り上げてまいりました。

実際に、お隣の大和高田市では、これはやはり同じく土地開発公社にかかわることで国庫補助金の不適正な扱いがあったということで返金して、市長、副市長が実際に、賠償名目で給与から減額して支払っているという例もあります。これは会計検査院のホームページでも、典型的な事例だと思っておりますけれども、会計検査院は国庫補助事業についてのさまざまな不正で返金になった事例も紹介しております。

そういうことで、補助金事業については厳正な管理を行政の側がやらないと、結局国庫補助金を不適正な扱いだということで会計検査院は入る、市単独で返金ということになりますから、これは国庫補助金を受けた事業についての管理の問題がどうだったかということは、これは真剣に検証していかないと、今後ともたくさん国庫補助金を受けた事業を葛城市はやっていくわけでありませうから、そういう観点から、最初に一般的な質問をいたしますけれども、先日の9月議会におきまして、この1億6,000万円の国庫補助金の返還金については、市長の方から損害賠償請求しますとおっしゃいました。その根拠に当たることですよ。つまり責任があるから損害賠償請求するということでありませうから、市としてはどういう責任を認識されて、どういう事実があったから、どういう事態があったから、これはそういうことが発生するというふうにご認識の上、損害賠償請求するというお考えなのか、これが1つです。実際にその手続には、今、どういう状態が入っていかれようとしているのかということをお伺いします。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

谷原委員のご質問でございますが、もし私の方に勘違いがあれば、再度ご指摘いただきたいわけではございますが、何せいろんな事例が起こっておりますので、そのあたりを混同、なつてはいけませんので、もう一度整理をしたいと思っております。

先日の議会で取り上げていただいた案件、これは具体的な箇所で申し上げますと、葛城川

東川線、これは新聞報道によりますと、道の駅関連ということでご説明がなされておりまして、これは多分司法の方では、そういった関連事業として一括してご認識なさってるようで、そういったご報道であったように思います。

こちらにつきましては、現在いろんな手続、確認中ではございますが、残念ながら、その手続のもとに違法な手続が含まれておる、いわゆる官製談合と申しますか、公共工事妨害と申しますか、そういったいろんな手続が入っておりますので、これは残念ながら委員お述べのような方向で進んでいくのではないかと申されます。

それについては、これも顧問弁護士とも相談しながらはなりますが、当然責任者、原因者がおりますので、そちらについては損害賠償ということも含めて、今後順番に適切に対応しながら、そういった委員お述べのような事態になれば、損害賠償についても検討していかねばならない。こちらについては市長が一般質問のときにもそういったご答弁をたしか申し上げたのではなかったかと存じます。

一方、先ほどからお時間をいただきご説明をさせていただいております道の駅の整備、特に建物の整備にかかわるまちづくり交付金につきましては、もともとはこれはやはり国の制度でございますので、一定程度、制度の説明になりますとややこしいいろんな話がございます、どうしても時間が長くなってしまいうわけではございますが、もう一度繰り返して申し上げますと、できるだけ簡単にいたしたいと思っておりますが、委員の皆様のお手元でございますこちらの方の計画書自体も、この内容をごらんいただきましたら、ちょっと字は小さくて恐縮なんです、要はどういった体裁のものかということをご確認いただけたらいいかと思っておりますが、国の補助金が交付金化になりまして、一番の大きな違いは、地方がこんなことをやりたいという計画の内容を見て、その計画についても実は、言葉が適切かどうかわかりませんが、この程度でございます。こういった計画の、基本的には言葉で数字をそれぞれ書いてあると、こういったことについて、それが実現できているかどうかということをご判断して、交付金の対象となるかならないかということをご判断なさると。

そういった意味で、先ほどから都市整備部長が説明しておりますように、実際のでき上がりの施設の形でありますとか、利用の仕方も見ながら、計画段階では対象になると思ったんですけども、やっぱりこれはならないよねというふうなご判断がなされた上で、最終確定がまだですよということも、これも説明もしておりますけども、その途中の段階で一旦は交付をしたものについて再度確定をして、差額分については出し過ぎたので返してくださいというのが、建物の整備についての今の流れでございます。

ただし、この一連の流れの中に不適切、不適正な部分が全く存在していなかったかと言え、それは今ご議論いただいておりますように、これは私たちもどの部分のどの箇所が決定的にだめだったかということについては特定はできておりませんが、まさに委員会としても、その部分も議題して調べていかなければならないということをご申されておりますので、まさにその部分については検証をしていく必要があるかと存じます。

それから、ご参考までにもう少し申し上げますと、特に私たち、道の駅を中心部分のエリアと思っております直売所の部分でございますが、直売所とか道の駅そのものに対する補助

金というのはございませんので、それにつきましては、今回の整備につきましても、位置づけとしては、地域交流センターでありますとか、観光交流センターでありますとか、まちおこしセンターでありますとか、これらはお手元にお配りしておりますどちらの、前でも後でも結構でございますが、オレンジ色といいますか、茶色といいますか、色濃く着色した部分でございます、直売所の部分につきましては、これらと連携しながら創意工夫をするための、例えば地場産品とかブランドの創出などの開発、研究、展示、そして、一部販売もしてもいいよと、ただし、こういったものでございますのでもうけ過ぎてはいけないといった制約のある中での取扱いになります。

そういった意味では、これも以前西川委員がお述べになっておりましたように、多分当時は当時として、精いっぱいこの整備に対して国からの支援のいただける方法といいますか、計画の姿を考えて、ある意味、どこかちょっと背伸びをし過ぎた傾向の部分があるかもしれませんが、そういった絵を描いて申請を上げたんであろうと。

それをその検査の段階で、これは運営会社との意思疎通を十分にできてなかった部分もありましようけども、例えば事務所の場所が変わったりとか、いろんなところがあつて、当初目いっぱいとれるのではないだろうかと描いた絵に対しまして、これではちょっと現実的には認められない部分がだいぶあるよねということ、国並びに県の担当者がごらんになって、その上でいろんなやりとりをして。ですので、いろんなやりとりの中には、これは別に売り言葉に買い言葉ではございませんが、精いっぱいこの直売施設ではもうけになつたらいいですよと、もう精いっぱいもうけてください、そのかわりいろんな自由なことがやりたければ、交付金全部返していただけたら、何をやっていただいても結構ですよと、こんなやりとりも実はあったわけでございますが、いろいろな意見交換をさせていただきながら、あるいはご理解賜れるところをご理解をさせていただきながら、私は国の担当者も県の担当者も最大限の今の実情についてご理解をいただいたと思っております。

その上で、どうしてもやはり認めるのがしんどいなという部分について、変更した上でその差額を返したというのが現在の状況でございます、こちらにつきましては、なぜこんなことになったのかということ踏まえて、やはり具体的な損害があったのかなかったのかという問題もございますが、少なくとも手続的にそごがあつて、財源を一般財源としての国庫返還金を昨年度の3月の補正予算で計上させていただいて執行しているということでございますから、やはりその部分についてはしっかりと原因は究明していかなければいけないということにつきましては、当委員会でご議論いただいておりますとおりであろうと思っております。

状況についてのご説明は以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 議論の前提のところでの疑問が出されましたので、あえて申し上げておきますけども、先ほど言いました1億6,000万円の国庫補助金返還金が問題になったのは、9月議会の決算特別委員会であります。つまり決算においてこの1億6,000万円余りの国庫補助金返還金が計上されてることについて、私は決算特別委員会の委員ではありませんでしたが、2名の議員が、この問題を取り上げて発言された中で、理事者側の方からこの1億6,000万円のこと

については損害賠償請求いたしますと、これはお答えいただいているわけでありますから、私としてはそういう損害賠償請求に値するそういう不適正なことがあったんだなということを感じましたので、理事者側がどういうご認識でそういうふうに損害賠償請求に至ったのかということをお伺いしたかったわけであります。

この点について再度、ちょっとお答えがよく理解できませんでしたので、もう一度、私、そういう形で言いかえますので、その点についてどうなのかということをお伺いします。これはもう葛城東川線というのはもっと後の話ですし、決算特別委員会の中の実際に起きた補助金返還についてのご答弁でしたので、その点についてはもう一度ご答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

2つ目の質問に移りますけれども、言えば計画変更をずっとしてきたということがやっぱり大きな原因になったんだらうと思います。この計画変更がなぜ起きたかということについて、どういう経緯で起きたのか、そのことについてお伺いしたいんです。つまり、何らかの形でさまざまに打ち合わせの過程の中で、指定管理業者の方も大体決まった中での話になってきたでしょうから、ここはこういうふうにしたい、ああいうふうにしたいという話もあったんだらうと思うんです。その過程をしっかりとどういうことがあったかということをお伺いしたいと思うんです。

私の立場としては、業者の方が自分の経営のために便利よく、いろんなことを要望されるのは、これはもう僕は当然だと思ってます。しかし、行政の側が国庫補助事業のあり方について一番よくご存じなわけですから、そこで間違いがないようにやっていくというのが行政のあり方だと思っておりますので、私は一般市民の方、あるいは業者の方がさまざまにご要望する中で物事はなっていくものだと思いますから、その上での行政の姿勢として、どういうふうな形でこういう経過があったのかということをお明らかにしていただきたいと思っております。

大体どういう形で計画変更が行われてきたのか、どういうことでそういうことが行われてきたかということですね。経過、大体あらましも結構ですからお願ひしたいと思うんです。実際には、そういう記録があって、こういう会議の中でこういう決定で決まっていたということが資料として出れば、私は一番ベストだと思ってますけれども、きょうはそうはなりませんので、そこら辺で概略的なことを、どういう経過なのかをぜひお答え願えたらと思います。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

まず1点目についてお答えをさせていただきたいと存じます。まず、先ほどちょっとご質問と違う件についてご答弁を申し上げたことをおわび申し上げたいと思います。

もともとの道の駅の整備、交付金の返還金に係る部分につきましては、委員お述べのとおりにかとも存じますが、一方では、私、お時間をいただいて説明したような経緯もございしますので、その中で、どのような責任の追及の仕方ができるのかということをお十分検討しながら、法律的な整理につきましては顧問弁護士とも相談しながら進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

西井委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

まず、変更部分でございますが、先ほども申し上げましたとおり、いろいろな部分で目的外ということでございます。軽微な変更ということで、後からできるだろうという、当時担当者が安易に考えておったことがまず1つの原因であろうかと思えます。

また、それと平成26年に、第1回の変更をした後において、平成27年度に入ってからさまざまな契約がなされ、工事が進められていったわけでございます。まず、地域振興棟についても平成27年6月に議会での議決を得た後、工事に着手をしておる中において、それぞれの中でどのような指示がどこからあったのかという部分でございますが、先ほど西川委員のご指摘のありました平成27年の11月なんかなかったかなというようなお話もでございます。

実際には平成27年の12月に指定管理の議案として上程をし、また、そこでご同意をいただいておりますという部分でございますが、実際には平成27年11月に募集をし、業者としての指定管理者としての選定は終わっておったわけでございます。ですから、12月議会にはその部分についての議案として、指定管理についてということでお諮りはしてると思うんですけども、平成27年の11月には募集が終わり、要は株式会社道の駅かつらぎということで、選定は終わっておったということをご理解しておいていただきたいと思えます。

ですから、その中において、実際その前から、私もちょっと今見ましたら、平成27年の9月議会とか6月議会でも、やはりその運営方針、運営基本構想等についていろいろと、当時白石議員からの質問とかもあって、当時の部長等も答えております。ですから、まず、その当時に運営に関するいろいろな部分については、やはりまずつくるのはいいけど、ほなその運営はどうやねんということいろいろと議会の中で議論をされておったと思えます。私、当時はおりませんでしたので、全くその部分についてはわからないわけでございますが、議事録を読む限りでは、当時のその運営についても、やはりいろいろと議論をされておった。

その中において、道の駅かつらぎという株式会社の発起等もなっておって、その辺の運営部分についてどうなのかということも、実際には指定管理ということで、11月に選定をされておったと。ですから、その部分で関与してないの違うんかというようなご意見でございましたが、その部分は明らかにはわかりません。実際にはどういうところからどういうご要望があって、実際に平成27年11月ですから、工事はもう始まりかけておったと思えます。くいを打ったりとか、いろいろな基礎部分の工事にかなり時間がかかっておったと聞いておりますが、実際に建築に入るまではもう少し時間があつたのかなとは思いますが、平成27年6月に契約の議決をいただいた後着手をしておるという中において、ある程度その辺の前後がちょっとわからないわけでございます。

先ほど谷原委員の質問の中で、どこでどういうふうに計画が変わっておったのか、その辺の部分については非常に細かい部分もございまして。あくまでも計画は変わってないけども、あくまで利用をしている中において不適切、目的外使用ですよという判定をされた部分もございまして。先ほどからご説明をさせていただいたとおり、本来地域交流センターとの区別化

を図るべき喫茶コーナーが、横の要は道の駅の休息所と差別化ができないよというところで、これをどうしますかというような、区別しますかということもあったんですけども、やはり実際に運営していただいている方ともお話をさせてもらった中において、ここはやはり区別して、そうしたらここだけが住民の方だけが使えますよというような線引きをあのところとするのは難しいと。

地域の交流センター、まちおこしというのは、あくまでも市民が利用しないとだめなんですよね。ですから、道の駅を利用される方が誰でも使ってもいいということではないんです。ですから、その辺でまちおこしという部分と道の駅の休息という部分の区別化がやはり図れないというところ、この辺もいろいろと苦慮をしたわけですが、その辺の説明をやはり何遍もしたわけですが、なかなかご理解を賜れなかった部分が、今回の補助対象外、目的外使用に当たりますよというご指摘をいただいたところでございます。

ですから、事務室のところにつきましては、もうこれも集中管理のいろんな配線等もありますので、どうしてもこれをもとの1階の部分に戻すとかいうことも不可能ですので、やはりその部分も一応目的外使用というようなことで、計画がどこでどういうふうに変ったのか、それはちょっと定かではない部分もあるわけですが、先ほど申しましたように、下の地域交流センター、喫茶コーナーのところがなくなったがために、2階との連携の部分の共有通路は、今実際にレジの後ろでサッカー台ということで、買った品物を袋詰めするような措置をされてますし、実際に物販も窓際に配置をされております。この部分も、だから1階と2階とのつなぎ部分の通路という役割は、1階がだめですよと言われた時点でなくなってしまいましたので、要はそこもだめですよということになるわけでございます。

それらのいろんな総合的に見られた中において判断をし、また、その部分についてこちらもいろいろとご説明もし、何十回とやってきた中において、やはり先ほど副市長の方からも申しましたように、今の時点でだめですよと言われた部分については精算しなければならないというのがこの事業でございます。

どこがどういうふうな、何の形で変わってきたのかという部分は、それぞれにおいてやはり理解していなかった部分もあろうかと思えますし、チャレンジショップにおいても、本来チャレンジショップとして使用しようと思っていたわけですが、オープンを控えて募集をしていただいたが、やはり集まらなかったというところで、またパン屋さんとかやっていたので、その部分はチャレンジショップじゃないですよ、だめですよということで、空き家にしとくわけにもいきませんので、何らかの形で活用をいただいているわけですが、その部分も踏まえて、いろいろと苦慮をしたところでございます。

ですから、当時、補助担当の担当者としては、これぐらいの変更であれば軽易な部分であろうということで行った部分であろうかと思えます。平成26年に出しました第1回変更につきましては、当初の計画を出しておいた平成24年当初の部分とかなり大きく変わってきたという部分もあって、第1回の変更を出して、おおむねその中において決定をし、事業の推進を図っていったところではあるんですけども、最終的にやはり大きくその辺で変わったと。また、それぞれの当時の担当が理解をしておらなかった部分というのは、これはもう認めざ

るを得ないと思うんですねけども、細部にわたってしっかりと協議をできてあったのかという、前にもそういうお話もいただきましたが、やはり詰めが完全に皆の意思としてできてなかった部分はあるかと思えます。

この事業については、あくまでも全体的な事業計画という大きな枠組みの中で事業を進めていくところにおいて、変更を軽微なものとしてできるもの、できないものの認識も甘かったのかとは思いますが、以上がそういう形で行ってきたということで、先ほどの西川委員のご質問にもありました、平成27年11月にどうやったんかということも踏まえてご回答とさせていただきますと思います。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 増井都市整備部長の方におかれましては、直接この道の駅かつらぎ建設事業に携わって、実際にやってこられたわけではなくて、実際、仕事が終わってから、大きな問題が終わって、特に国との国庫補助金返還問題でこの使用目的についてどうするかということで大変苦労された、その部分が回答でも大半であったかなと思うんです。

私が知りたいのは、建物についても大きく変更していくようになった、もう一つは、要は指定管理者との間で使用についてもいろんなやりとりがあった。その決定過程を知りたいんです。どういう形で決定されていったのか。当事者は誰だったのか。増井部長ではないので、わかりにくいことだから、もう今のご答弁で仕方ないと思うんですけれども、これについては、例えば現職の職員もいらっしゃると思いますので、その決定過程についてはできるだけ行政の方で明らかにしていただく、できなかつたら議会でも当時の担当者呼んで、これは話を聞いていかなければいけないということになるかと思うんです。

そういう形でちゃんと決定過程を明らかにしていくのが僕は大事かなと思っております。その上で、やはり二度とこういうことが起こってはならんわけですから、実際コントロールするのは行政なんですよ。どう考えても。行政がしっかりしないとあかんということで、それは不十分だったということなんです、実際どうだったかなというのは、不十分しかわかりませんからね。そこら辺をちょっときちっと今後調べていく必要があるなとは思っていますので、これはこれからの調査委員会の課題だということで申し上げておきます。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

増田委員。

増田委員 お尋ねをします。先ほどから説明をいただいておりますところで1点、別紙というところですね。目的外使用等についてというところで、建設課としてはこれらについて計画変更になることを認識していましたが、工事完了後に都市再生整備計画の変更を行えるものと考えていましたということで、考えておられた変更がもし通ったとしたら、どのような変更を出そうとされてたんかというのはご回答いただけたらと思うんですけれども、その変更を受理していただけたら、補助金はどのようになったのかということをもっとお尋ねしたいと思います。

それから、もう1点、増井部長のご答弁と、先ほどから谷原委員がおっしゃられてる表現にちょっと違いがございます。というのは、補助金の返還という言葉と補助金の精算という言葉の違いでございます。増井部長は精算と、こういうふうに言われてます。事業が最終的に終わった段階で、当初の補助金が最終、この金額になったというのが、これが精算であって、結果的に当初の見込みより1億6,000万円少なかったという理解の仕方と、この補助金、最初のこの補助金であったけども、不正を行ったのでそこから返してもらうことになる、これ、微妙に国の捉え方なり、その表現の仕方が違うと思うんです。その辺のところを、これ、誰がこんなことをしてこんななってるというところにつながってくるかなというふうに思いますので、その辺の違いといたしますか、精算と返還の違いも含めて、ちょっとご答弁できたらお願い申し上げたいと思います。

西井委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。ただいまの増田委員のご質問にお答えをさせていただきます。

確かにこの補助金については、この都市再生整備計画の変更が認められるということを確認しておりましたというのは、先ほどから申し上げてますように、軽微な変更だという認識のもと、最終的に3月の事業が終わった後において提出をしようということで、当時担当者がその準備をするために、まず県に5月に電話で連絡を入れました。

その際に、平成29年度に繰越しをした1億4,000万円の広場整備、これもまだ事業は終わっていませんでしたが、それも含めて全体事業費として見込んだ中において、先ほどからも申し上げましたが、基幹事業、提案事業、今図面にも出させていただいておりますが、この基幹事業と提案事業の総事業費に対する事業費割合が変わってきました。

ですから、前々から岡本委員からもご指摘受けております28%ルールというのがございます。要は、全体の事業費の中で提案事業が28%を超えてるのか超えてないのか。この部分が、全体事業費が3億円ほど減りましたので、これが変わってきたと。そこに担当者が一番最初に気づいた。ですから、その提案事業の比率が28%を超えると、この事業費は国費は40%の交付金でございます。事業費に対しての40%をいただいていたわけでございますが、この28%を超えると、超えた部分の率の幅によって、この40%が38%とか35%とかいうふうに、全体の補助金の額が変更になります。

ですから、まずこの部分について県に問い合わせをして、計画の変更も同時にできないかということで相談したら、もうだめですよということが判明をいたしたわけでございます。何かしらの不正をしてどうのこうのじゃなしに、ただ単純に、全体的な要は事業計画の変更がなされて、総事業費も総額で下がると。それに伴い、提案事業、基幹事業の比率も変わってまいりますので、それらに基づく全てのものを計算し直すと変わるから、どう変更したらいいかなというご相談をさせていただいたら、今さら変更はできませんよということがまず出たわけでございます。

そして、8月に完了検査に行きますので、そこでお話をしましょうということになったわけですが、その後においていろいろと担当者は計算をしてくれてましたが、まず、2階が事

務所になったとか、いろんな部分で補助対象外になるやろうという計算もしてくれてたんですけども、それでは、その時点で何ぼになるのかという確定値は、計算もできなかった部分もありますので、そこがまず発端でございます。

ですから、平成29年度に繰越した部分を踏まえた中での全体事業費がまず変わってきたというところで、県にご相談をさせていただいたのが発端でございます。そして、平成29年8月の検査において、また実際の書類検査、それから現場の实地検査等もなった中で、不適切な部分をご指摘を受け、また、先ほど副市長からも申し上げましたが、実際に整備局の方も来られました。これはその中においてやはりいろんな問題があったということもあるわけですが、自由に使用したいのであれば、全部補助金を精算してもいいんですよというのは、確かにそういうお声もいただきましたが、それでは市にとっても非常に損害という形になりますので、できるだけ精いっぱい努力をして、今の形に落ち着いたということで、これはあくまで補助金の返還というふうになってはおるんですけども、事業としての精算でございます。

この補助金の受け入れについては、平成27年度に過充当という形で3億5,500万円ほど受け入れをしているので、平成28年度、平成29年度はこの都市再生整備計画の補助金の受け入れは行っておりません。つまり、事業が全て完了した時点で精算をしますもので、それを返納というのか返還というのか、どちらが正しい表現なのかわかりませんが、今の時点でいろいろと協議をした中において、この9,500万円何がしという金額になったというのが現時点での経緯でございます。

ただ、先ほども申しましたように、平成29年度で終わりました広場整備の分も踏まえ、また、事業費が変わっております28%ルールのもとにおいて、補助率がどれぐらいあと変わるのか、40%から何%減るのかという部分についても、まだ精算ができてないというのが現状でございます。これを全てやった中において、あと幾ら返納しなければならないのかということは、もう少しちょっと時間はかかると思いますし、今の時点でちょっとできない部分もございますので、その辺についてはご理解をしておいていただきたいというところでございます。

以上でございます。

西井委員長 増田委員。

増田委員 わかりました。私の理解したことを言葉で申し上げますと、当初の計画、マックスで補助金、これだけいただけるであろうということで計画書を提出されて、議会にも報告をいただいたけども、いろいろとその計画内容を見てると使い勝手が悪いんで、使い勝手のいい変更計画をしたら、補助金が最終的にこんだけになったということでいいですか、そういう理解でいいですね。わかりました。どうもありがとうございます。

西井委員長 増井部長。

増井都市整備部長 先ほども増田委員の質問のところでも1つ漏れておりました。

今は都市再生整備計画の9,500万円の返納の部分についてご説明申し上げましたが、1億6,000万円のうちの6,456万9,780円、こちらの部分につきましては、道路局の柵の移転補償

に関する部分が公社との契約でしたので、不適正で補助対象にならないということで、これはもう返還という形で返らせていただいたということでご理解をしていただきたいと思います。ですから、道路局分と都市局分の補助金の考え方に、ちょっと差異はあるわけですが、道路局分についてはそういうことで、事業費に対する55%をいただいております。交付金につきまして返還をしたということでご理解をしていただきたいと思います。

西井委員長 西川委員。

西川委員 道の駅かつらぎの指定管理者について、さっきから、私は指定管理者の認定は平成27年12月であったと言っているわけやけど、増井部長の答弁を聞いていると、実際は平成27年11月に募集をして指定管理者としての選定はおわっていたとして認めようとされませんが、私が何でそんなことを言うかという、この9,500万円の返還について谷原委員がどこで質問されたのか知らんけど、理事者がこれを賠償してもらおうと答弁した。

増井部長、この話よく聞いてや。部長が4月か5月に指定管理者を募集して11月には選定が終っていたというような説明をこの場所でされるのは分かるわけですが、せやけど、このてんまつ書は正式な文書として外に出している。そうすると、この指定管理者である道の駅かつらぎが農林課や建設課に要望したことにより、補助対象外となって補助金を返還することになったとすると、株式会社道の駅かつらぎがこの時点で当事者になるわけや。このところをはっきりしておきなさいと言うてるわけや。それなら、道の駅かつらぎが当事者なら計画を変更した市も当事者になる。

せやから、誰にどんな割合でこの返還金の賠償を求めるといことになるので、そここのところをはっきりしておかないとあかんと違うかと言うてんのや。

西井委員長 市長。

阿古市長 いろいろとご指摘をいただいてありがとうございます。トータル金額で1億6,000万円を超えるわけなんですけども、その過失といいますか、その辺のやはり判断の仕方やと思うんです。それで、まず都市再生整備計画事業の方、約1億円ほどになるわけなんですけども、そちらの方は、その当時の行政が指定管理を受けられるであろう道の駅かつらぎといろんな打ち合わせの中で、本来でしたら面積等がその比率でいかないといけないところが、もしくは使用目的外のところを市の建設課の方が完全に間違っていた。せやから、行政責任はかなりあると思います、本当のことを申し上げまして。当然、その指定管理を受けられる会社の方はそういうことをご存じありませんから、ですから、それはどう過失を考えるのかという話になってくるのかなと思います。

それと、道路局分ですね。道路事業の方は、これは行政として不適切な手続をしてしまったということやろうと思います。これもまた最終的には弁護士等と協議をしないといけないと思いますが、その過失がどこにあるのかという形での補償請求になるのかなと思っております。

ですから、全体を通じて、委員ご指摘のとおり、最終的にどこが悪いんやと言ったときには、このてんまつ書の表記では、市建設課としてはというこの部分にかかってくるのかなという理解の仕方をしております。ただ、それもまだ今は確定はできませんので、もうしばらく

くいろんな議論を重ねながら、最終的には法律的にどうなのかということ、その専門家と打ち合わせていくという作業になると思います。

以上でございます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 初めからそう言うてくれはったらわかるんやけど、このまま読むとそういう話になっていくから。せやからそういうふうに市長が言わはんのやったら、やっぱり行政そのものの、その当時の行政に重い責任があると。指定管理者である道の駅そのものは、そういうふうな細かいことは知らなかったんやと、そういうふうなことであれば、大体の考え方はわかりましたんで、結構です。

西井委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後3時50分

再 開 午後4時00分

西井委員長 休憩前に引き続きまして、会議を行います。

ほかに質疑はございませんでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 いろいろと質問をしていただきました。いわゆるてんまつ書という形でこの中で議論をされてるわけですけども、この中の経緯の平成28年12月に第1回変更になったということで、資料を持ってないので間違っただけを言っているかわからんけども、一番当初の都市再生のときには、建物自身が分散されておった。それがその当時の市長は、経費もかかるんで1カ所に固めますよ、こういう話が出てきて、今、第1回目の変更されたんではないかなというふうに私は思っております。

そのときにも、面積にもいろいろあったと思います。最終的には今2,873平方メートルとなつとるわけやけど、当初はこんな大きな面積ではなかった。その中で、今、部長の説明を聞いてますと、いわゆる軽微な変更やということで県との調整をしてなかった。完成間近になって県の方へ行ったら、もう全部補助対象外にされたらどうですかと言われてました。当然やと思いますよ。

ということは、いかに県との詰めがされてなかったか。それと、窓口は建設課、実際の中身の運用については農林課が担当しておった。その運用面の農林課の担当をしておった中で、いわゆる商工会といろいろ詰めていって、今現在のこの形になっていったと私は思っております。

その前に、さっきから出てます基幹、提案。私は何遍も全体面積を見て、基幹が少なく提案の方が多ということで話をさせてもうた。ところが、その当時、生野副市長は、いやクリアされてますという形で今までずっと来たと、こういう経緯があると思うんですね。

ですから、今言われたこの通路部分が補助対象外とか、いわゆる2階の部分がどうやとかいう話をされてるけども、やっぱり県と協議をして、この前も言うたと思いますけど、今までまちづくり事業と都市再生とは事業内容が変わってきてる。まちづくり事業というのは、いわゆる交付金であっても補助金と同じように、補助事業というのは、ますの中にはまらな

あかんというのが補助事業の基本である。

ところが、この都市再生整備事業は、そういうことではなく自治体にあつたいろんなこともできますよと、そのかわりに40%の補助金を、提案型がふえるのであれば30%の補助金になる場合もありますよ、そういう柔軟な事業がこの都市整備事業であるというふうに私は思っております。

確かに都市再生というのは地元にとってはええ事業やと思います。ところが、やっぱり1つの28%ルールということで制約がある。それをいかに県と協議ができてなかったか、いかに農林と建設課の調整ができてなかったか。結果論を今議論をしても仕方がないかわからへんけども、やっぱりこの委員会でいろんなことを追求していく、調査していく、なぜこうなったかということ进行调查するのがこの委員会やと思っております。

きょうここに増井部長もおってもらけども、その当時の担当でないので。しっかり勉強して、今いろいろ答弁してもらってると思いますけども、きょうここで全ての解明は無理やというふうに私は思ってます。ですから、全体的なことは今説明を受けたことで一応了解はできると思いますけども、やっぱり補助金の返還という言葉がおかしいんか、精算という言葉がおかしいんかということになってくると思います。

この都市再生、確かにおっしゃるように、5カ年計画であっても、極端に言うたら3年目で5年分が先に交付金に来る場合もあります。これはまちづくりと同じことやと思います。しかし、ある程度担当課としてですよ、どんだけの事業をしたんか、どんだけの事業費に対して補助金幾ら来てるんかという計算は当然するはずですよ。

ですから、今幾らもらい過ぎて、幾ら国の方に返還をしていかなあかん、あるいは精算もせなあかん。これは当然担当課の方で握ってるはずですよ。今になって九千何ぼもらい過ぎてましたから返しますというふうに説明されましたが、やっぱり国の方も、全体事業費幾らやということを初めに申請していれば、事業費を超えて交付金来ることがない。そやから、きちっとつかんで皆事業をやっていくわけやから、やっぱりいろんなことを指摘受けた中で、この金が九千何ぼというふうに出てきたということは、私は返還金に値するというふうに思いますよ。そんな補助金が多く来たから返しまんのやということはない。

例えば、今問題になってるこの補助対象外が全部認められていたら、九千何万返還する必要がない。その辺もきちっとやっていかないかんというふうに思ってますし、誰が弁償すんねという話も出てきました。それもこれから詰めていかないと、やっぱり全て役所がこうしたんかということになってきたら、誰かと相談して今の建物の大きさなり、使用内容もなってきたというふうに私は思ってますので、その辺をきちっと今後詰めていかないといかんかなというふうに思います。それがまず1点ですね。

それと、もう1点。私はどうも代替地のことについて、私がちょっとわからないのは、7,800万円と言われて、それにごみが出てきたというふうに言われてるけども、その当時、私も昭和48年に地籍調査の担当してました。その当時の中戸川、かなり深い川であるし、幅員も大きい。しかし、今の現状の川の面積をはかってないのでわかりませんが、恐らく半分もない。

それで、この区域は、昭和の時代からずっと圃場整備という形でされてきた。今言われている中戸川の県道から分水の間、これもいわゆる圃場整備の中でされてきている。なぜそう言うかという、これ、調べてみたら、平成11年に換地処分されている。その中に今の代替地に提供した分も含まれているということであれば、今、この前、6月5日ですか。名前出したら悪いですけども、その当時の担当は、いわゆる産廃埋まるとするのは百も承知やと。私は地元で生まれてという発言もされました。法面は山林ですよという話をされました。

その当時から今まで木1本も植えてなかったというふうに私は思っています。ですから、私は昭和60年、昭和61年当時、桜1,000本、その隣で仮植えしてました。その当時は埋め立てでも何もしてなかった。その後において埋め立てをされてきているということで、そのごみが入ったというのが、どうも私も理解がしにくい。初めからこの法面に、原野部分に入って圃場整備されたんと違うんかというふうに私は思いますのでね。その辺もきちっと詰めていかないと、その地内を換地処分するというのはおかしい。圃場整備してあるから換地処分するのであって。

それと、このもとの595の1、595の2、換地後の面積、791番地、これが合筆をして、公社で791番地を購入している。本来、不動産登記法からいったら、若番に合併するのが本来のやり方で、絶対できませんということはないけども、何かの理由がなかったら、791という番地は普通は使われない。なぜそういう番地を使われたのかということも、やっぱり今後いろいろな形で検証していく必要がある。

だから、今ここにおられる人に失礼な言い方したら悪いですけども、その当時の担当者がおられないということになれば、今ここで増井部長や池原部長にどうなってんねということ質問していても、なかなか回答は得られないと思いますので、そういうことも含めて、今後は検証してもらいたいなというふうに思います。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。申しわけございません。どの部分にご答弁を申し上げるのが適切か、もしずれておりましたら、またご指摘をいただきたいと存じます。

代替地といいますか、その移転先の部分につきましては、西川委員のお問い合わせに対してと同じ答弁になろうかと存じます。まさに今、民事訴訟で争っておりますところの重要な事実関係でございますので、私たちとしては知っていることは多々ございますが、時が来るまでちょっとご説明できませんので、そのあたりについてはご理解を頂戴したいと存じます。

それから、経過につきましては、どういう意思決定プロセス、誰がどこでどういう責任を果たすべきであったのかということについて課題があるのではないだろうかということについて、これはご意見ということで、ご質問だったのかどうかというのはございますが、そのあたりにつきましては、市長の方もそこは課題だと、先ほどご答弁申し上げましたので、それについてはそういった認識のもとに、また対応については考えてまいりたいと存じます。

以上でございます。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

川村委員。

川村委員 てんまつ書の方の別紙にあります目的外使用の中の2枚目ぐらいにあります屋外に対しての交流広場のところなんですけど、計画していた基幹事業である交流広場の事業費を削減したため、全体事業費が減少し、先ほど岡本委員がおっしゃっておられましたその提案事業が28%を上回るという結果になるということでございますけれども、この交流広場の事業というのは、当初からの計画に入っていて、実施しなかったために、今この28%のラインが下回ったのかというそこら辺について、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

それから、もう一つは、成果配分の見直しの欄で、私もちょっと道の駅について、当時の道の駅との協定書を拝見した記憶がございます。その当時、市に道の駅をつくることによって何か還元されるようなものについて求められてたと思うんですけども、30%を市に支払うという旨、これはあったと思うんですが、オープンから何年かしてのその成果配分についての文言が書かれてたかなというふうに思うんですが、ちょっとそのあたりの説明をもう一度お願いできますでしょうか。

西井委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

まず、こちらにありますてんまつ書の屋外の交流広場の部分のご質問でございます。これにつきましては、先ほどの第1回変更のところにもありますが、交付対象事業一覧表の中に、道の駅交流広場整備というので入っております。1.9ヘクタール、9億2,700万円という事業費がここには入っておるわけでございますが、こちらにつきましては、その広場整備という中において、ここにあります園路とかその他、今現在では臨時駐車場とか、クローバーを植栽した部分になるわけでございますが、本来の当初のこの整備計画におきましては、総額でこれらを含めて21億円というような事業費を計画書には上げておりました。その他部分が10億円ほどあったわけでございます。

ですから、先ほど申しましたように、この全体的な広場における植栽の計画がまず変わっております。当初は植栽で木を植えたりとか、芝生を張ったりとか、もっと散策の何らかするようなあずまやを設けたりとか、そういうような計画であったわけでございますが、これは市長の判断でもございますが、これらについての事業費を3億円ほど減らしております。ですから、先ほどから申しますように、当初この部分について、この整備計画では21億円というものが今最終的に、先ほどお見せいたしましたように、都市再生整備計画の補助対象事業としては18億円という金額に相なったわけでございます。

ですから、先ほど岡本委員からもご指摘ありました28%ルールの部分、これが何も面積だけで変わるわけではなしに、やはりこれらの事業費も含めた中での全体の事業費が21億円から18億円に3億円減つとるわけでございます。ですから、それに伴って28%のルールが守れなくなってきておる。だから、あくまでも地域振興棟の中だけの提案、基幹ではなしに、基幹という中には、やっぱり外の部分もございまして、それらも含めた事業計画の総事業費を積算して、最終的な精算を行う。

ですから、返還という形じゃなしに、あくまで精算の中における返還ということで、やはり返納ということをご理解をしておいていただきたいと思います。その部分について、最終的

な精算がやはりまだできておらないというのが、先ほどからも申しておるところでございますので、その部分のご理解をしておいていただきたいと。ですから、内容的には広場整備の部分について、かなりグレードを落として最終的には仕上げを行ったということでご理解をさせていただきたいと思います。

西井委員長 副市長。

松山副市長 成果配分の部分につきましては、私の方から説明をさせていただきます。実はこの件につきましては、返還金の予算を計上させていただいたのが昨年度の末の3月議会で補正予算でありますので、たしかその3月の所管の総務建設委員会において、概要については私の方から多分ご質問にお答えする形で説明させていただいたんでないかなということを記憶しておりますが、もう一度申し上げたいと存じます。

この直売所の部分についてでございますが、これについては先ほどもお時間をいただいご説明をしましており、販売施設として収益を上げる施設であれば、これはなかなかまちづくり交付金の対象として認めがたいというふうなご意見を賜っておりました。具体的な言い回しとしては、原則として当該施設による収益が維持管理費程度であることとし、当該施設の収益により施設整備費が回収できる場合は支援の対象外であるよと。

ですので、維持管理費の範囲内程度であればもうけてもいいんですけども、それ以上の利益が上がるようなものは対象じゃありませんよと。したがって、ちょっと言い方としては対象外にして、存分にお商売をなさって、収益も上げられたらいいじゃないかといったご意見も、いろいろと協議をさせていただく途中では、やりとりの中であつたわけでございますが、一方では、現状の道の駅の決算状況につきましては、これはもう株式会社でございますので、昨年度も含めて決算の事情等は明らかにされておられますが、正直申し上げて、なかなかその収益が、まだ今のところは頑張つて経営はなさっておりますが、一方では役員報酬を抑えられるとか、いろんな取り組みもなさっているようでございまして、なかなか上がっていない状況であるということも含めて。

実は昨年度の3月の予算案に先だつて、この成果配分の条項について、指定管理の条項の中にその成果配分の条項が入っておりますと、先ほどのやはり、もうけを上げませんよと、もうけを上げるとその交付金の対象外ですよというその交付金の扱いとの関係上、なかなかお認めいただけにくくなるものでございますから、そのあたり、実は私、直接出向きまして、いろいろご相談を申し上げた結果として、実際には当時も今もまだその収益として、いわゆるその30%を超えるような利益は上げられておられないとは存じますが、いずれにいたしましても、その収益の条項は、それは外すと、そのかわりに道の駅で今後必要となってくるような整備費等につきましても、原則として道の駅の方でご負担くださいというふうなことのもとに、その指定管理の管理の契約の中から、その成果配分の条項については外すというやりとりをさせていただいた上で、交付金につきましては、この額での決着を国あるいは県と、この当時においてはお認めいただいて、一連の手続を進めているところであるということでございます。

以上でございます。

川村委員 先に、そうしたら成果配分の方なんですけど、道の駅とは、もうこの条文を外して、きちっとその協定書を交わしたというふうに認識してよろしいんですね。

そうしたら、先ほどの基幹事業の部分なんですけど、これ、まだこの事業に3億円削減したということによって、その28%のラインがどうなるかということですが、この交流広場の整備工事は植栽をクローバーに変更して完了しているわけですが、この減額により補助金の精算がどのぐらいになるのか心配をするところですが、計画を変更した理由というのは、阿古市長が交流広場の事業費を削減するという判断に基づいてされたわけですが、このことにより補助金の返還が生じるという認識のもとでされたのかどうか、どのように理解させていただいたらよいのでしょうか。

西井委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。

先ほどご説明でもしてたと思うんですけども、まず平成28年のこのオープンに向けて、皆が精いっぱい頑張って事業を推進してきたわけでございます。平成28年度末において、最終的な平成29年度の予算の編成とか、いろいろ当時の話があったと思うんですけども、要は道の駅がオープンして、まだやはり地域振興棟から西側の広場整備を最終的にどうするのかというような議論がなされた中において、事業費の縮減ということに相なったわけでございます。

ですから、当初補助金としていただいております部分について約1億1,000万円ぐらいの事業は、絶対これはしなければならぬ。これは平成27年に先に過充当でいただいております補助金分、交付金分の事業をするために1億4,000万円を単費も含めて繰越しさせていただいて、平成29年度に広場整備をするということで平成29年度の予算がなり立っていったわけでございます。

ですから、それも踏まえた中で、先ほど申しましたように、平成29年5月に全体の事業費が3億円ほど減ったという中において、申ししておりました基幹事業、提案事業の案分比率が28%を少し超えるということが判明をしたという中において、まず県に相談にかかっていった。しかし、現在においては、先ほどてんまつ書にも出させていただきましたとおり、若干の変更があったりとか、また、目的外使用というところで補助対象外となった部分の全てを計算し直さなければなりません。これは建物だけではございませんので、当然その下にあります土地の用地費につきましても精算の対象になるということ聞いております。

ですから、ちょっと細かい計算をかなりしなければならぬので、今ちょっといろんな諸問題もありまして、なかなかそこもできておらない。また、いろんな事件等の関連もあって、県もちょっと今その部分について資料がないということで、ずっと持ち越しをしてきておったわけでございますが、この後またしかるべき時期にその分の精算をやりましょうということでは県からは伺っております。その部分について、細かい計算をいろいろやっていく中において、先ほどから申してまず28%をどれぐらい超えてるのか、それによって最終的に40%の補助率が35%になるのか、38%になるのか、そこらも微妙に変わってまいりますので、全ての計算をした中において精算ということになります。

ですから、全ての精算を行ったことによって、先般返納した9,500万円の部分も踏まえて、最終的に本来市がいただくべき補助金の、交付金の額が幾らになるのか、その差し引き幾ら返納しなければならないのかということに相なろうかと思いますが、できましたら最終的に3月にまた補正ということをお願いしなければならないとは思うんですねけども、できるだけ早い時期に精算ができればとは思ってるんですけども、細かい作業がちょっと続きますので、県の方ともその辺も協議しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上の方でご理解をしていただければと、よろしくお願いを申し上げます。

西井委員長 ほかに何か質疑はございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 あちこちちょっと議論がとんできましたので、もう一回、私としてはもとに戻りたいと思うんですけども、要はその計画変更のあり方が、建物と、それからあとは使い勝手のよい変更という部分ですよ。これはつまり指定管理者と打ち合わせの中で、そういう使い勝手の部分が変わっていったと。だから、この経過をきちっと、どういう会議でどうなっていたのか。例えば指定管理者がいつ決まって、そういうてんまつ書もいつ出されたということも出てきましたからね。この事実の経過としてそこをちょっと一覧表でもできたらお願いしたいんですよ。これは反省の部分でね。一体どういうふうに計画が立てられて、当初はどうで、それが第何回、第何回、いろんな会議とかあったと思うんですけど、どういうふうにして最終的にオープンに至ったのかというところをぜひ明らかにしていただきたいと思いません。これは要望です。

なぜそんなことを申し上げますかという、私は先ほど言いましたように、基本的にこれは行政がきちっとしておれば問題は起きないんですが、私が非常に疑問に思ってるのは、行政が国の事業の中身を十分知らなくてやったものなのか。例えば先ほど出てきた例の収益のことですよ。協定書が最初は3割だと、これ、市長さんもおっしゃってたんですよ。僕はまだ一市民でしたけど、収益が上がったら30%は市に返します、だからしっかりもうけてくださいということをおっしゃってた。それは僕は市長の講演会か何かで聞いた覚えがあるので、ああそうなんかと、しっかりもうけてもらったらと思ったけど、実はそんなことはできないんだということで協定書が変わったということは、そういうことをこの国の事業において行政の方は全く知らずにそういうミスが起きたのか、それとも、極端に言えば、贈収賄事件がありましたから、業者の何らかの働きかけがあってこれが変更になったとすれば、これはもう当然業者にも責任が出てくる話ですから、最初に言ったようにきちっと行政がしっかりしてたら僕は問題ないし、そこが行政のミスやったらそれは問題ない。そういう過程をきちっと見ていかなあかんで、どういう経過で変更になっていったかというのは、基礎的なデータとして僕は必要ではないかなと思っております。

先ほど副市長は、要は収益を上げるということは交付金事業としては認められてないから協定書は変えたということであります。そうすると、僕はちょっと気になってるのは、役員手当は今出てるんですか。それから配当金は出てるんですか。だから、そこをきちっとどうなってるのか、今ちょっと教えていただきたいんです。

西井委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず先に、現況の道の駅かつらぎの役員報酬等のお話をさせていただきたいと思ひます。役員報酬は出ておりません。その他人件費等も、アルバイト等についても抑えられた中で、今現在、切磋琢磨して経営をしていただいている状態です。

それと、言われた計画変更のあり方のところでございます。私が一番このソフト事業については当初からかかわった中で話をさせていただいた経緯はあります。その中で、当時の建設課ですね、その担当課とも今いろいろ話をしてる中で、こういった捉え方は当初は国もしてなかったというのが現実です。ですから、先ほど来社会資本の中の事業として実施していましたが、そこがその当時の担当者の捉え方もあります。ですから、先ほど増井部長も言われたように、この交付金事業というのは、決まりきった形でこうなさい、ああしなさいじゃなくて、各地方行政自体が創作を持った中で動いていくという捉え方もしてくれますので、その捉え方がある程度柔軟な形の捉え方もしていただいたのも現実でございます。

ですから、例えば喫茶コーナーというのがなくなった中で補助対象外になっているのが今現実なんですけれども、当初、この道の駅を考える場におきまして、地域との交流の場という形はやっぱり大事であるという考え方がありました。

ただ、これを道の駅が運営していくとなると、やっぱり収益を上げていかなあかんとか、いろいろな意見がある中に、市内、市外に捉われず、やはり皆さんに来ていただく方にサービスを公平にしていかなあかんという中で、今の休憩室という捉え方をしていただいています。

ですから、それが今の補助ベース、要は都市再生の事業ベースの中では事業外としませんよ、だから、そこをきっちりと市内と市外の休憩スペースに割りなさいよというのが国の言い分で、そうしたら現実的にそれが割れるんかとなってきたら、もうこの人は市内です、この人は市外の人ですというのはわからないですので、名札をつけるわけにもいきませんので、ですから、そういった形の中の捉え方としてご説明してる中で、対象外という捉え方をされたと。

全体的にいろいろ国の方も事情もわかっていた中で、こちらの事業内容等もご説明した中で、こういった形の状態に陥ったと。ですから、国のこの事業については、その当時のやはり事業の捉え方、また今の事業の捉え方、担当者の事業の捉え方というのがありますので、こういう形の中の今現実捉え方をされたという形でございます。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 配当金について出てるのかどうかというのがなかったので、それをちょっと。

西井委員長 池原部長。

池原産業観光部長 出資配当金ですね。出資配当金は、ちょっとろ覚えですねけれども、今年度、平成29年度決算では出されたと思ひます。もう一回決算書を確認します。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 普通会社では、利益剰余金が上がった中から配当を出しますが、道の駅かつらぎの場合の

考え方としたら、利益が上がれば、これは維持管理費の方に補てんするのがふさわしいのかなど。こちら辺の考え方についてはぜひ整理をしていただけたらなというふうに思います。

これはやっぱり市民の方のちょっと関心がありまして、とにかく30億円かけた道の駅ですから、それがそのうちもうけが出るということを盛んにおっしゃられて、その利益の3割が市に入るとおっしゃられていた。それで考え方として収益上げる事業だったら交付金事業ではふさわしくないということですから、収益が上がらないと当然配当金は出ないわけでありますからね。僕は配当を絶対出したらあかんと思いますよ。これが知れたら交付金どないなあってんだというふうなことでまた問題になりますからね。

だから、こういうところがやっぱり、要は事業者に対して行政がきちっと、毅然とした主体性を持って線引きをしないとあかんわけですよ。だから、こんなことで何か裏であったん違うかという疑いを持たれることになるんですよ。業者から何か接待受けたんかというふうなことになるわけですよ。行政の不信につながるんですよ。だから私はこれを申し上げてるわけで、それは業者にとっても不幸なことですからね。一生懸命地域振興のためにやっておられてるのに、そういうことで市民の方との間でそういうことも起こると。だから、ここはきちっと整理をしてやっていただきたいなというふうに思います。

それで、今、2回目の質問になりますけれども、池原部長の方からありましたけれども、いわゆる今の交付金事業のあり方が非常に柔軟なあり方なので、提案型ということで、いろいろとご自由にやってくださいという中で、なかなかコントロールが難しいというのはよくわかるんですけれども、今おっしゃった中で、総額を持った中で事業をやっていくというふうにおっしゃいました。だから、総額を持った上でということは、当初計画の総額を維持してやっていくということなんでしょうか。

西井委員長 池原部長。

池原産業観光部長 総額と言いましたか。この道の駅の目的が地域活性ですので、地域活性するがためにどうすべきかというのが当初のテーマです。それからいろいろなやり方、加工室なりチャレンジショップなりを考えていただいた。地域活性をするがために、この道の駅をするが上に何が必要かというのを根本に持っていただいて。先ほど配当金ですが、利益につきましては、維持管理費程度の利益というのは生み出す必要がございますので、それについては黒字になりますが、そこの捉え方は道の駅かつらぎとして適正に対応していただいとると思いますが、そこは再度確認いたします。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 だから、これ、交付金事業のあり方としてどうかということは、県や国の方と連絡協議を密にすればそこですっきりする話なんですよ。だから、いや、配当金とっていただいて結構ですよやったらそれでいいしですね。そうしたら誤解がなくなるわけですよ。だから、こちら辺の事業手法の進め方の上において、もうちょっとしっかりとその交付金事業のその交付する側ときちっとちゃんと連絡をし合って行って、これは確定していただきたいなというふうに思います。

そもそも交付金を申請するときに、こういう事業をこれだけの規模でやりたいというふう

に多分出されてるんじゃないですかと僕は思うんですね。岡本委員の話の中からそういう話も出てきましたしね。だから、そういう意味でも当初計画を幾らで計画して、それをどう変更してきたのか、その中で補助金のコントロールがどうなったのかということがありますので、もう繰り返しになりますけれども、ぜひその経過、簡単なもので結構ですから、いつごろどういう話でどうなっていったのかということが経過としてわかるように、ぜひ資料をお願いできたらと思います。

以上です。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

岡本委員。

岡本委員 今、全体の事業費を出していただきました。前から3回か4回ぐらい出してもうとるわけで、若干部分的に違う部分はあると思うんですが、今出してもうた中で、都市再生、社会資本ごとに出してもうてるわけやけど、単独費が1本で出てるので、その都市再生の分か社会資本の分が出たのかちょっとわかりにくいというふうに思いますのと、実際に支出した額をここに書いてもろてるわけやけど、補助金として受けた金額がこの中に入っていない。今、もしトータルがわかるんなら教えてほしいと思います。

それと、この赤字で今言われた都市再生で9,500万円、いわゆる社会資本で1億1,700万円、それぞれ補助金返還になりますよと。その中で、今この中に含まれてるいわゆる道の駅で、恐らく返還しなきゃならん2件の事業があるというふうなこともなってきたら、この全体事業費29億3,500万円のうちの補助金が幾ら入って、起債が幾らで、実際の市の持ち出しが幾らやねんということの計算もきちっとしないと、ただ29億何ぼだけって要りましたよ、補助金何ぼ入ってきたかわかりませんよということになりますんでね。その辺はきちっとした資料をもらえるのか。

もし、私は簡単に自分で計算をしましたが、この金額でしか私はわかりませんので、全体的に都市再生整備事業で、例えば17億3,864万5,000円がトータル出たわけやけど、単純にこれに40%かけると、その交付金の計算でけへん。あるいは、社会資本でしたら10億2,061万6,000円、これに対して55%掛けるというようなことしか今でけへんで、今、単費も入れたら29億3,572万1,000円ということに、総事業費になってる。そこから通常でしたら10億9,600万円の補助金が入るはずやと。差し引き、起債で95%の充当でいけば16億6,000万円の起債が対象になってきたら、持ち出しが1億7,600万円ぐらいになってくると。

ところが、今言われた1億6,000万円の返還金とか足してきて、2件の工事のこれが全額補助金を返済しなさいよということになってきたら、1億4,000万円ほどの返還になってくると。それを差し引きしていったら、4億8,000万円ほどの単独費が出てくるというような計算になるわけやけど、そういう計算はまだしておられないと。先ほど言われたように、1億4,000万円のいわゆる公園整備、これもできてないので、まだそこまできてませんよというふうになるのか知らんけども、最終的にできた段階で、いわゆる補助金が幾ら入りました、起債が幾らですと。最終的に今言いましたように純然たる市の持ち出し、何ぼやということとは最終的にももらえるということであっていいわけですか。

それと、もう1点。疑った話をしたらいかんのやけども、用地費について部分的に見せてもらって、補助分と市単独費両方足して6億余りの事業費になって、市単独費が620万円ほど出てる計算になってる。それから建物補償について社会福祉法人の補償はこの単独になるとるわけやけど、都市再生の平成25年度分と平成25年繰越し、5,500万円となつとるわけやけど、実際平成25年度分の補償費というのは7割になつとるんで、この金額になるかと思うわけやけど、いわゆる契約金額8,800万円ぐらいの契約をしているわけやけど、建物の補償鑑定金額と実際の契約金額がイコールになってるんか。それとも、この中に出てる100万円、これがプラスされてるのか、その辺、もしわかったら教えてほしいと思います。

というのは、まだ会計検査院が入ってない。会計検査院が入ってきたときに、その辺がもし指摘されたとしたら、補助金の返還まではいかへんのか知らんけども、またそういうふうなことになるので、それ、きちっとできてあるかだけを、もし答えられたら今答えていただいたらと思います。

西井委員長 増井部長。

増井都市整備部長 都市整備部長の増井でございます。岡本委員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、補助金の部分の全体的な事業費の話でございますが、今ご指摘の都市再生整備計画と社会資本、単独費が両方の分ということで、これは分けられないのかというお話でございます。この部分につきましては、どうしてもできない部分がございます。全てが1つの工事費、全ての用地費がどっちかに区分できるものはいいんですけども、そうでないものもございます。先般の谷原委員のご質問でもお答えをさせていただいておりますが、道路局と都市局にまたがった部分がかかりございます。ですから、都市再生整備計画に係る単独分、社会資本の道路局分に係る単独分というのをなかなか明確にすることができませんのと、先ほど川村委員のご質問にもお答えさせていただきました。これからまだ前回の目的外使用に伴う補助対象外の部分の計算もしていく中において、どの部分がどれだけ単独に回ってくるのか、これを全てつまびらかにこういう表にまとめろというのは、ちょっとなかなか難しい部分もございますので、今後において資料がもらえるのかということもありますが、できる範囲はやりますが、詳細に全てを区分した資料はちょっとつukれないのかなということでご理解をさせていただきたいと思っております。

それから、補助金の受け入れ額につきましては、そちらにもありますように、都市再生の部分、当初18億279万円でございます。これは前回9月議会でしたか、谷原委員等のご質問もあったわけでございますが、当時返還前に7億2,111万6,000円の補助金を受け入れておりました。そして、9,564万130円を返納いたしましたので、今現在、都市再生の分として都市局分は6億2,547万5,870円を受け入れた状態であります。

それから、道路局分の補助につきましても、こちらにございますように、当初10億2,061万6,462円が補助対象として、それに伴います補助金、国費として5億6,133万8,876円を受け入れておりましたが、平成29年度に精算で返還をいたしました分、これを差し引き6,456万9,780円を返還いたしましたので、今現在といたしましては、4億9,676万9,096円を受け

入れたということで、先ほど岡本委員がおっしゃられましたように、二上神社口の方を除く部分として、道の駅分としてのトータルは10億9,658万5,966円の交付金を今現在受け入れた状態であります。

そして、先般の質問でもございましたが、今、官製談合による補助金の返還はどのようなのかという部分もございますが、こちらにつきましては、先般一般質問でお答えさせていただきましたが、今現在それに類する交付金につきましては1億2,000万円ほど受けております。これにつきましては県と今協議をし、来週ですが、整備局の方にまた課長が参って、県と一緒にご説明に上がる予定でございます。

今後の成り行きにつきましては、これらの協議を踏まえ、どういうふうになるのかということとはまたご報告をさせていただきたいと思いますが、現在は協議中ということで、現在の時点での交付金の受け入れ額は以上でございます。

都市再生整備計画の、先ほどからも出ておりましたが、経緯とかいう部分でございますが、当初の整備計画において18億円という部分が、先ほどお示しいたしましたが、この第1回変更におきまして、先ほども申しましたが、基幹事業として21億円、それ以外の事業として10億円、ここには吸収源の公園緑地事業の分も入っておりますが、その部分を除いて道の駅で約31億円から32億円の事業計画として出しております。これを上限の枠として、それぞれの年度における交付申請を行いながら、補助金をもらって、要は事業を実施してきたということでご理解をさせていただきたいと。

あくまでも整備計画ですので、これが上限額です。ですから、大きく言うたら枠を取っておかないと、初めに25億円ですよといういて、後から32億円と言ったら、これは当然計画の変更になるわけですので、この第1回変更においておおむね31億円ぐらいの枠をとっておられた中で、事業を推進してくる中で、当時いろんな形の数字が出ておったということは認知しておりますが、どの時点でのお話で、24億円や30億円やという数字が答弁されてるのか、これはわかりませんが、年度年度における執行額にまた次年度の、新年度の予算額を踏まえた中で、大体これぐらいになりますよというような答弁をそのときそのときにされておったのかなど。

先ほど事務局の方から配っていただきましたそれぞれの委員会での抜粋のところにも出ておりますが、平成24年6月ではやっぱり18億円、それが20億円になって、24億円になって、最終的に平成28年12月で27億8,400万円、これが多分平成28年度末での事業費の決算見込みの数字やったと思います。これに1億4,000万円余りの繰越しをして、29億3,500万円と今申しましたが、おおむねこの数字に落ち着いてきたと。その途中途中の経緯につきましてはちょっとわかりませんが、そういう形で事業費につきましてはそういう経緯があったということは申し添えておきたいと思います。

それ以外の収益の部分とか、いろいろあるわけでございますが、今の時点でお答えできる部分につきましては、補助金については以上でございます。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 一応部長から説明していただきました。なかなか精算は難しいと、こういうことであるわ

けですけれども、できるだけ担当課としてきちっとやっぱり持つておかないといかんということですので、今すぐ出せとは言いませんので、もし決まった段階で出してもらいたいということ、大体補助金の計算もほぼほぼ、今の計算でいったら部長と同じ計算になってくると。起債の計算出てなかったけども、今現在の2件分除いたら3億3,600万円は市単独でお金が出てますよと。それでもし2件が返還するとなったら、4億8,000万円をまあ言うたら持ち出しせなならんということになってきておる。18億円当時は5,000万円の持ち出しですよとスタートしたこの道の駅が、最終的には、こんな言い方をしたら悪いですけども、4億8,000万円のお金を市民の税金として投入していかなならんという精算に今のところではなるのでないかなと、こういう解釈でええということですね。

西井委員長 ほかに何かございませんでしょうか。

梨本副委員長。

梨本副委員長 きょうは大きなくくりの中で、ボーリング調査の件と、それから補助事業の補助金の返還であるのか、それとも精算であるのかということもございましたけれども、この2つを話すということでスタートしてるわけなんですけれども、どうもちょっと私が聞いていると、補助金の部分はどうもちょっとわかりにくい議論も多くて、私が非常に気になっているのは、本当にこれ、どういう経緯でこういうことが決まっていた中で、誰が本当に責任を持って主導していったのかということの事をやっぱり知りたいなというふうに思うわけなんです。

ボーリングの方に関しましては、実際に、今裁判の方もあるということで、なかなか情報が出せないということになっております。冒頭なんですけれども、西川委員が委員長に要望された件なんです。6月4日の聞き取りがあったということで、当時は生野前副市長も刑事告発されてなかったし、言ってみたら委員の議員活動として、そういった聴取を行ったということなんですけれども、私、議員になってまだ1年しかたってませんので、議員活動の範囲というのがどの程度なのかはちょっとわかっておりません。

そんな中で、9月議会の一般質問の中では、そこに来られた職員に対しては、どうなんですかということ行政の方にそういうことをお伝えさせていただいたと思うんです。今回一般質問の中では、谷原委員だったと思うんですけれども、そこに関しては何ら聴取は進んでおりませんというようなお話だったと思うんですけれども、私はこの点に関しては非常に疑念を抱いているというか、議員活動の一環であったのかもしれないけれども、そこに何かの意図が働いてなかったのか、また、そういったことが繰り返されてないのかということが、非常に、いまだに不安を感じてる場所なんです。

と言いますのも、5月23日にこの道の駅の協議会をやってるわけなんですけれども、その協議会の中では、誰が来るというのはもう9名決まっていたわけですよ。そのうちの5名が参加した。しかも、そのときに質問内容はそこでは決めないということも確認してるわけです。にもかかわらずに、6月4日前夜にそういう調査が行われてるということに関しては、これは議員の中の問題としては、また議会の方でもんでいく問題かもしれませんが、やはり職員の方、そのことに対して確認されたのかということをもまず1点お聞きさせていただきたいと

思います。

それから、もう1点は、その当時の職員のこの証言、これは協議会の証言ですので、取扱い注意ということで、これは議員しか持ってない議事録なんですけれどもね。この中に上と協議して、上司に伺いを立ててということがいっぱい書いてあるわけですよ。その上司って誰やねんというのが、もう本当にそこがちゃんと解明していかなければ、これの再発防止は絶対できないと思うんです。その辺、前回の道の駅の委員会の中では、じゃあ次の証人喚問として、証人というか参考人として誰を来てもらうんだという中で、前市長の名前であったり、前副市長の名前、それからその当時の部長の名前もあって、一旦は来ていただけませんかという要望も出してるんですが、そこに対して議会は一旦断られていると。

これは正式に出したのかどうか、内々に聞いたものであるかもしれないけれども、断られていると。そんな中で、市としてどこまでそういった方々の聞き取りといたしますか、どこまで把握されているのかを、やはりこの場で少しでも知っておられることをお聞きできないのであれば、なかなか本当の真相究明にはつながっていかないのではないかなというふうに考えております。

以上2点、ちょっとなかなか答えづらい面はあるかもしれないんですけども、できる範囲でちょっと教えていただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

西井委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

梨本副委員長のご質問でございますが、実は再三再四、委員の皆様のご質問に対しましては、できるだけ理事者の立場を崩さずに誠心誠意出せるお答えについては全てお答えをしてきたつもりでございますが、まずは、順番は前後するかもしれませんが、谷原委員も一般質問でご質問なさいましたが、そもそも今、梨本副委員長がおっしゃいましたように、6月5日の協議会において何をご議論なさったか、ここにつきましては私たち承知をしておりません。これは公開をしていないからであって、議事録も公開されていないからであります。これについては一般質問のときにも企画部長の方からも触れたとは思いますが、新聞報道を通じてしか私たちは何があったのかについては存じ上げませんので、詳細については一切わかっておりません。

一方で、これにつきましても再三再四申し上げておりますように、刑事事件も含めまして係争中の案件ではございますが、私たちは私たちの調査の中で、市政検討委員会という組織を使ってもありますが、要はその市長部局としては、関係職員からの聞き取りも順次行っております。これは時間をかけて行っておりますので、その中で私たちがつかんでおります情報についてはかなり正しいのではないかとは思っておりますが、その内容と、その当時、6月5日にお聞き取りをなさった内容について、そごがあるのかなのか、これは6月5日の内容を知らないわけでございますから、それについて今の時点で検証はできないわけでございます。したがって、何か違うことを言っているのか、言っていないのかにつきましても私たちはわかっておりません。そういった意味では、何かあたかも人事管理上の不適正があるようなご意見も賜りましたけども、それはなかなか酷なご意見をおっしゃってるのではない

いかというふう存じております。

一方では、今後の手続につきましては、いずれ、これは今、司法に委ねておりますので、その判断も含めまして、関連の事柄につきまして、また何らかの、場合によっては残念ながら処分なり懲罰なりを考えていかなければいけない時期が来るかもしれませんが、そのときには懲罰審査委員会におきましてはそういった一連の経緯も含めて、再度何があったのかとか、どういったことでそういった対応をしたのかも含めて聴取をする機会もございますし、そこについてはしっかりと調査をしていきたいと存じます。

これ以降の発言については、議会の方の権限に属することについて触れてはいけないかもしれませんが、逆に申し上げますと、今、98条1項の権限の事務検査権といいますか、書類審査権ですね。これをもってやっていたらこの委員会の中で、できること、できないことがあるかもしれませんが、そこは先ほどからもいろいろと、これは出せませんかとか、これはどうなっているんだというお問い合わせも含めてですけども、しっかりとご議論を、ご審議をいただいた上で、必要なものについてはご要求をいただきましたら、手続に応じてやっていただきましたら、それは理事者側といたしましても、これまで同様、誠心誠意対応させていただきたいと存じますし、したがって、今のお問い合わせに對しましては、理事者側に対するご質問という格好でのご発言ではございますが、一方では、議会の中でご審議、ご議論もいただきたいなという気持ちもございます。

以上でございます。

西井委員長 副委員長。

梨本副委員長 ありがとうございます。精いっぱいのご答弁いただいたいと思っております。

実際に、今の時期には出せないようなこともあるかというふうな、今の発言の中にはございましたので、そういったものはこの先にまたつまびらやかになっていくものではないかなというふうにも考えております。

また、今、副市長の方から議会の方というふうな投げかけもございましたので、この点は、また委員長とも相談させていただいて、また議長も含めて進めていければなというふうな考えております。

以上でございます。

西井委員長 議長。

藤井本議長 今、理事者の方から、議会の問題でもあろうということ、そのとおりであろうかというふうに思います。冒頭、最初に西川委員の方から議会活動の一環であるというお話もございました。調べる側と調べられる側が打ち合わせをしたと、こういうことで、この調査特別委員会というのは、やはり真相解明を急がなければならない、ちゃんとした真相解明をしなければならないというのがまず議会側として働くわけでございます。

そんな中で、ちょうど私が議長に就任した日に新聞報道がされました。早速その当事者の方にも事情を伺ったわけでございますけども、議論が活発になるようにということで職員の皆さん方と話をし、真相解明に一步でも近づけるようにというふうな聞いたということでした。

しかしながら、どうしても聞く側と聞かれる側が会ったということについて、誤解を招く部分もあるのかなというところはございます。先ほどおっしゃった議会活動ということも考えられます。この前から議会の方で協議会等集まる場の中で私は2回皆さん方にお話をさせていただいたのは、これも含めまして、委員会と協議会のあり方について議会改革特別委員の方で議論を進めていただきたいと思います。

話はちょっとずれるかわからないですけども、葛城市議会、奈良県も先立って議会基本条例というのを昨年に制定しているわけでございますけども、そういった透明性、開かれた議会と言いながら協議会が多いということでございます。きょうも朝からの総務建設常任委員会協議会で、私は委員会で話をしようということで、中身は触れませんが幾つかの事業を調査案件にしてはどうでしょうというようなことも提案をさせていただきましたけども、どうしても、いやいやまだ調査案件にはというようなこともございました。どうしても円満にというか、円滑に進めようというところもございます。それがいいのか悪いのかはちょっとわからないわけでございます。

また、それと同じように、いわゆる職員の立場から見た議会は、議会对策ということだと思います。議員から言うと円滑に進めたいという部分で、どうしても職員との話し合いというのが、いろんな質問をする中であろうかと思えます。これをどこまでするのが正しいのかということをもた、先ほど申し上げてる、葛城市議会では議会改革特別委員会という特別委員会を持っておりますので、その委員長と副委員長にお話をし、そういったいわゆる現状と今後何が正しいのか、また、そのルールづくりというものについて皆で話し合っほしいということで、これは皆さん方にもご理解を得て、今後その方向で進ませていただくところでございますので、今回のいわゆる職員と議会との関係という部分については道の駅かつらぎに関する調査特別委員会ではなく、いわゆる議会のあり方というところで議論をしていただきたいと思いますというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

西井委員長 ほかに何かございませんでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 ちょっと梨本副委員長のほうからお話が出ましたので、私も今後の委員会運営等ということになるかと思うので、ちょっと私の方は後からまたお話ししようかなと思ったんですけど、議長もそういうところまでお話されましたので、何ですけれども、私の思いとしては、やはり、今、告発された職員がいて、書類送検をされてますから、検察が起訴するかどうかという判断の段階ですよ。

昨日も建設会社の元役員さんが判決が出ましたけれども、判決の内容は新聞報道でしかわかりませんが、例えばもう職を失ってる。だから再発のおそれはない。十分反省してるということで執行猶予がついたというふうな内容ですので、だから、言ってみれば、やはり何か事を起こした後が非常に、それは非常に大事だということなんです。これは情状酌量というところで、そういうところが出てくることもありますので。

ですから、私が懸念していましたのは、これは一般質問の中でも申し上げたことなんです

けれども、やはり今後調査するに当たって職員を呼ばれるときも、やはりこちらもある程度節度を持ってやっていかなあかんのかなというふうに私は思います。それは1社とは言え、新聞であれだけ大きく報道されて、大学の先生までああいうふうなばーんと出て、非常に大きな扱いになったという、これ、結果としてですよ。結果としてそういうことが社会に出たら、それが世論を形成することになりますし、だから、そういうことがないようにきちっと委員会としてはやっていくべきだと僕は思っています。

だから、それは職員のためでもあるし、議会がそういう不用意なことはやってはならないというふうに私は思っていますので、今後、また職員を呼んでくるということがあるときには、やはりそこは十分、これは議会改革特別委員会の方で議論されるということもあろうかと思えますから、議長も含めて議論したらいいかと思えます。人事管理上の意見ということで、昨日言わせていただいたのは、私の意図するところはそういうところで申し上げてますので、ご理解いただけたらと思っております。

それから、この言いよると議論があちこち行ったりするのであれなんですけれども。

(発言する者あり)

谷原委員 いや、だからもとのところへ戻りますけれども、ボーリングのことでちょっとお聞きしたいことがあります。私はどうしても、これ、調べておく必要があるなと思うことがありましてね。それは何かというと、契約において、土地開発公社と、それから柘の郷の間の売買契約について、これは議員にも配られてると思うんですけれども、土地売買及び補償に関する契約書の中で、要は瑕疵がある場合についてどうするのかという条項があったわけですね。物件移転補償契約ですか、その第3条に相互協力義務ということで、乙は甲が合意できる施設建設代替用地を甲が合意できる価格で瑕疵のない状態で提供すると。つまり、何らかのごみが出てきた場合は、それは提供する、この場合は土地開発公社なのかと思えますけれども、瑕疵のない状態で提供するんだとなっているわけです。

ところが、実際に行われたことはこの契約どおりではなくて、7,800万円でしたかね、何かの基準が出て、それに見合う便宜を相手方に与えたというふうなことで、前回の協議会の、先ほどから出てます6月5日の協議会の中でそういうご意見が出てきたんです。

私は、そのときに、これ何で契約どおりしなかったんですかというふうに問いかけたんですけれども、部長さんやったんかな、違うんかな。でも、来られてた方の中から回答できなかったんですよ。回答できなかった。なぜそういう決定に至ったのかと。

というのは、そこをしっかりと、土地開発公社、あるいは葛城市でも結構ですから、この契約にのっとって、みずからのお金できちっと処理して、代替地を柘さんにお渡ししてたら、何らそれ以降の何か架空工事で費用を捻出したりとか、そういうふうな形でやっていく必要はなかったと。職員さんの中には7,800万円よりもできたら抑えたいから、そういう便宜を図ったんだというふうな言い方になったんですが、そのために多くの虚偽公文書作成みたいなことになったりしてるわけですよ、架空の契約を結んだりですね。そのために職員もある意味では処分対象になってしまったわけでありますから。

だから、この最初、何でこんなことをやったのかなというのが、いまだに疑問に残ってお

りますので、これについては私はやっぱり参考人としてしっかり呼んでいただきたいというのが1つと、先ほどから理事者側から出ていますが、この協議会、職員を呼んできて調査した協議会は非公式です。非公式ですから理事者側もご存じないということになるわけです。だから、そういう文書を持って議員だけで議論しても始まらないので、こういう問題もありますので、再度参考人としてきちんと呼んでいただくと。

百条なんかでも事前聞き取りという形でやられてることもありますし、これだって協議会で事前聞き取りですよ。その上に立って新たな問題点が出てきてるわけですから、委員会としては参考人として、これは非常に重要なところなんです。何でこの契約どおりしなかったかというのはね。誰がどうしてそういう決定をしたかというのは非常に重要なことになりますので、これは理事者側の方はつかんでおられるかもわかりません。先ほど来から出てくるようなことでありますから、また実際裁判にも関係することですから。でも議会としては議会として、これはちゃんと調べておく必要があるんじゃないかなと私は思います。

以上です。

西井委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 ある新聞社1社だけやということやけれども、余り言わんところと思うてたけども、議会改革特別委員会でやるんならやるんでもええんですけどね。理事者にそのとき聞きますけど、言われへんはずや。僕らはその当時、誰がどういう形になってんのかわからへん。わかっている人もおりませ。住民監査請求起こす人と懇意の人があったら、ああこういう事情でこの人はこうやとわかってるけども、いまだに誰を告発したか、どういう理由でやったか、これ、今ここで言えますか。

その当時、僕らは議会活動、議員の活動として、どういうことになっとなのかということを知る、この活動をああいうふうな1社が、僕はこれからあの1社そのものをどんなことになんのか、きちっと個人的に対応していきますよ。ああいうふうなことをやると、議員の活動を自分らで締めんのやったら、自分らで手足縛んのやったら縛りなさいよ。僕は自分の議員の活動の一端として情報を得ること、何もその人らにこういう発言せえとか、このここに集まったことを外で言うなとか、そんなことは一切言うてませんから。それをこの場で問題にするというのなら、それやったら何ぼでも私は私の意見を言うていきますよ、これは。こんな理事者関係ないことやから。議員の話やから。

それと、岡本委員の方から、今の代替地のところが整備の範囲に入ってたと言わんばかりに言うたけれども、それをどんだけ参考人の人を呼んできてやるのんか別やけれども、1件1件、その業者が判こをもらいに行ったはるんですよ。その当時、岡本委員の名前まで言って悪いけれども、その当時は多分課長をやってはったんか、わかりませんが、その当時のことをご存じやから、僕よりご存じやから、今ああいうことをおっしゃってんやろと思いますけれども、僕自身は僕自身、当事者としての思いがあるわけです。

ですから、あそこは入ってなかったと聞いているわけで、山麓線のつけるときに、寺口の山麓線をつけたりするときその土地もかかっているから、そういうふうな換地のこととかい

んなことがあったんか、そういう辺のことも含めてですよ、それがわかってんのに、そういうことをやったんなら、物すごくおかしな話やけれども、あそこには土地の所有者もそんなんが、そんなことになってないと思うてた言うてはるところやからね。それで柞の郷が東の方で建物を建てはったわけですよ。建てて基礎をやろうとしたら出てきたから、おかしなということになったわけやから。

そこらは肝心なことやから参考人呼んでやったらええし、それで初めからわかってある、それなら瑕疵のない状態で渡したらええねんていうことやけれども、初めからそんなもんはないと思うて持っていつてる部分と、そこはちょっと大きな違いやから、それは言わはるよに何ぼでもやったらええと思いますよ。もう生きてはる人が少ないんやから。事情がわかってある人。それはそれでやったらええけども、余りそんな、僕自身が、ああそれはわかっててやったとか、わからんとやったとか。僕はわからんとやったと思うてますけれども、そういうふうなことやから、やるんならやっていただいたら結構やし。

委員長、初めに言うてるように、一番最初に委員長にお願いした部分、これははっきりと、僕らが議員活動の一環としてやったんとは、ちょっと質の違う話やからな、これは。情報漏洩にしても、守秘義務違反にしても。これら辺はしっかりと調査してくださいね。

西井委員長 よろしいですか。

谷原委員。

谷原委員 ボーリングのところで確認なんですけどね。今、西川委員もおっしゃったんですけれども、協議会のときでも、ある方がおっしゃってるんですけれども、どうもこの土地を、例えば土質調査を架空の契約書を仕立てて業者に頼んで、結局支払ったというその調査ですけれども、聞いたら、いやそこは民有地になってるから、葛城市がボーリング費用出せないと思ったから、そういう形でお金を出したんやと、仕方なかったんやというふうなことをおっしゃってるんですが、でも、その時点ではまだ所有権移転されてないんですよ。だから、今、西川委員がおっしゃったのは、西川委員が誤解されてるのか、本当なのかわかりませんが、柞の郷は基礎工事をやったと、やったら出てきたというふうにおっしゃってるのでね。一体これ、所有権も移転してないのに、だから、そこは物すごく大事なところなんですよ。

西井委員長 その話ね、きょう全部4点の話で締めくくりでけへんから、先ほど正副とちょっと話し合いして、4点の部分について限定させてもろた中で、また会議を開こうかということ。

谷原委員 だから、ボーリングのことも含めて再度やるという。それはきょうちょっと時間も遅いからですからね。今、ちょっとそういうご意見が出たのでね。そこはちょっと、何か当事者にかなり認識の違いがあるので、ちょっとそこはちゃんということで、問題提起だけさせていただきます。

西井委員長 そうしたら、時間も時間ですので、この件については以上とさせていただきます。

本日の委員会の検証内容を踏まえて、今後の委員会運営等につきましては、正副委員長でちょっと相談させてもうて、4つの件というのは道の駅事業費、また計画の経緯、補助金返還、地質調査ということについての項目を分けた形の中で皆さん方のご意見を聞かせてもらって、調査してまいりたいと思っております。

今、谷原委員がおっしゃったようなことについても、不明なことがあれば参考人に来てもらって答えを出していくという方向でさせてもらおうと思ってるので、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

西井委員長 そのほかということの中で、先ほど西川委員がおっしゃった調査してくれよということが出てきた意見について、皆さん方にお諮りしたいと思いますが、どのような取扱いさせてもらいましょうか。

梨本副委員長。

梨本副委員長 冒頭に西川委員、先ほどもこれが議員活動かどうかということでおっしゃっていただいたわけなんですけれども、私の場合は、6月5日にある程度自分の中では確証を持って話をさせてもらったことに関して、一般質問としてさせていただきました。

これが、先ほど西川委員はそういうふうにおっしゃられたんですけれども、これは余り公にできないものではあるんですけれども、そのときの協議会で一番初めに質問された西川委員が、議員として今回初めて聞くわけやけれどもという発言をされてるんですよ。そうしたら、前夜にされてたらそういう発言は出てこないのになというところが、ちょっと私の中ですごく疑問にあったものですから、そういったことも含めてちょっと聞かせていただいたんで、ある程度自分の中で確信持ったものに関しては聞かせてもらってます。

ところが、今回、西川委員の方から提案のあったことに関して調べといてと言われたことに関して言うと、今初めて聞いたようなことですので、これを調査すると言われても、何をどこから調査していったらいいのかというところで、私としてもどこから手をつけていいのかわからないというところもございますので、もし何かそういった確証的な資料があるとか、そういったことを証言される方がいらっしゃるとかということであれば、その辺はもう少し、発起されてる議員の方でちょっと整理していただいて、提出していただいたらいいのではないのでしょうかというふうに私の方は考えております。

以上です。

西井委員長 ほかにご意見はございませんでしょうか。西川委員。

西川委員 セヤから、どこから手えつけたらええかということは、理事者の方とか職員の方に聞き取ってくれたらええやんか。

西井委員長 正副の方で相談させてもらって、考えてやっていきたいと思えます。

谷原委員 西川委員が何が問題なのかということをもう一回整理していただいて、先ほどから情報漏洩とか、恐ろしい言葉を使ってはるんですけど、具体的にどういうことなのかということをし少し語っていただいた方がいいと思うんですけど。例えば、守秘義務違反とかね。守秘義務違反いけば、これは公務員の中で職務上知り得た行為について漏らすことでありますからね。だから、何が問題なのか、もうちょっと明確にしていきたいと思えます。

西井委員長 西川委員。

西川委員 阿古市長が10月に就任されて、平成29年1月の副市長就任までの間、副市長室があいてた。そこに2階からいろいろな調査をするがために書類を運び込んで、いろいろと調査をされた。

それは一生懸命やられたから、僕はそれには敬意を表しますと言うてるわけです。その中に、目撃されてるのが、ある議員がその中に入出入りをして、遅くまでその書類をひっくり返して、その調査をしてたと。夜遅くまで電気が灯ってて、その方が来ておられるのんも目撃してたという話を聞いているので、それをそんなふうなことをやると、議員がそんなことをやるとおかしいでしょうと。もしそれが本当なら大きな問題になりますよと、そこらはちゃんと調査してくださいよと、そういうこと。

谷原委員 議員の調査活動として、これは先ほど調査活動とおっしゃってましたから、その関係でどうかということ判断する必要が僕はあろうかと思っております。ですから、今、何か情報漏洩どうのこうの、最初おっしゃったけれども、そういう問題ではなくて、市長はちゃんと運んで調査すると、だから、道の駅の問題で大きな問題があったわけですから、その中で市長がやられた。議員がそういうふうにされてたかどうかはわかりませんよ、それはね。実際どうだったかというのはわかりませんが、たとえそれを前提だとしたとしても、その調査活動の点でどうかということはあるかと思うんですけども、それだけちょっと申し上げておきます。

西川委員 今、副市長はこの書類がいろいろと警察へ行ってるから、議会から資料請求をされてもなかなか資料を出されへんかってんやおっしゃるけれども、議員であろうと誰であろうと、書類が必要なら情報公開条例に基づいてこれを公開してくれと請求すれば出してもらえる。そのような手続をしないでいろんな書類ひっくり返して調査できるのなら、私もやらしてもらいたいですよ。

谷原委員 だから、だんだん問題点は明確になってきたと思うんですけども、そこら辺を明確にした上で調べていただくんだったら調べていただいたらいいんですが、これ、庁舎内で見た人の話ということになってきますから、職員との関係も出てきますのでね。だから、そういう点では具体的にどうかということをもうちょっと明確にした上でやっていかれた方が、これ、漠とした調査になりますのでね。そこら辺はちょっと慎重にお願いしたいと思います。

西井委員長 この件については以上とさせていただきます。

ここで委員外議員から発言の申し出があれば許可いたしますが、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

西井委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

慎重審議、どうもありがとうございました。まだまだ調査が大変進めにくい問題もありながら、進めていかねばならないという状況でございますが、どうか委員各位には風邪などひかれないうように努力してもらって、健康状態を保ちながら、この12月議会、どうにか乗り越えていただきたいと思います。

また、当委員会で、私、申し上げましたような状況の中で、順番に調査してまいりたいと思いますので、皆さん方、協力よろしくお願いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

これもちまして道の駅かつらぎに関する調査特別委員会を終了いたします。

閉 会 午後5時28分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

道の駅かつらぎに関する調査特別委員会委員長 西井 覚